

第百四十五回国
参議院労働・社会政策委員会会議録第九号

平成十一年五月二十五日(火曜日)
午後零時十分開会

委員の異動

五月二十日

辞任

但馬 久美君

補欠選任

日笠 勝之君

辞任

足立 良平君

補欠選任

川橋 幸子君

松田 岩夫君

日笠 勝之君

菅川 健二君

小宮山洋子君

但馬 久美君

五月二十四日

辞任

高橋紀世子君

補欠選任

山崎 力君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

吉岡 吉典君

田浦 直君

溝手 顯正君

川橋 幸子君

笹野 貞子君

山崎 力君

委員

大島 慶久君

斉藤 滋宣君

鈴木 政二君

中島 眞人君

今泉 昭君

小宮山洋子君

谷林 正昭君

但馬 久美君

山本 保君

委員以外の議員

衆議院議員

労働委員長

労働大臣

政府委員

労働省職業安定局長

事務局員

常任委員会専門員

市田 忠義君

大脇 雅子君

鶴保 庸介君

吉川 春子君

岩田 順介君

甘利 明君

渡邊 信君

山岸 完治君

本日

の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠選任の件

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(第百四十三回国会内閣提出、第百四十五回国会衆議院送付)

○職業安定法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(吉川春子君外一名発議)

○職業安定法等の一部を改正する法律案(吉川春子君外一名発議)

○委員長(吉岡吉典君) ただいまから労働・社会政策委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日まで、足立良平君、松田岩夫君及び菅川健二君が委員を辞任され、その補欠として川橋幸

子君、小宮山洋子君及び山崎力君がそれぞれ選任されました。

○委員長(吉岡吉典君) 理事の辞任についてお諮りいたします。

谷林正昭君から、文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(吉岡吉典君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

理事の補欠選任についてお諮りいたします。

理事の辞任及び委員の異動に伴い現在理事が三名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(吉岡吉典君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に川橋幸子君、笹野貞子君及び山崎力君を指名いたします。

○委員長(吉岡吉典君) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(第百四十三回国会内閣提出、第百四十五回国会衆議院送付)並びに労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(参議院提出、衆議院送付)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案(参議院提出、衆議院送付)について御趣

旨説明を聴取いたします。甘利労働大臣。

○国務大臣(甘利明君) ただいま議題となりました労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年における社会経済情勢の変化を背景として、労働者の就業形態や就業意識の多様化が進んでおり、労働力の多様なニーズに対応した需給の迅速かつ的確な結合を促進し、適正な就業の機会の拡大を図ることが必要であります。

また、一昨年六月のILO総会において労働者派遣事業を含む民間の労働力需給調整事業の運営を認めること及びこれを利用する労働者を保護することを目的とする第百八十一号条約が採択されたところであります。

このような状況のもとで、ILO第百八十一号条約の採択により労働者派遣事業についての新たな国際基準が示されたことを踏まえ、ともに、社会経済情勢の変化への対応、労働者の多様な選

択肢の確保等の観点から、中央職業安定審議会において労働者派遣事業制度の見直しについて検討が重ねられ、昨年五月に、臨時的・一時的な労働力の需給調整に関する対策としての労働者派遣事業制度の実施及び派遣労働者の適切な就業条件の確保を図るための措置を講ずるべき旨の建議をいただいたところであります。

政府といたしましては、この建議を踏まえ、本法

律案を作成し、中央職業安定審議会等の関係審議会の審議を経て成案を取りまとめ、ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、概要を御説明申し上げます。

第一に、労働者派遣事業の対象業務の範囲につ

いて、港湾運送業務、建設業務、警備業務その他

中央職業安定審議会の意見を聞いて定める業務を除いた業務をその対象業務とすることとしております。

第二に、許可等の手続等について、許可の申請書等の記載事項及びその変更の際の手続を簡素化するとともに、許可等の欠格事由として社会保険、労働保険等に係る法律の規定により罰金の刑に処せられ一定の期間を経過しない者を追加することとしております。

第三に、労働者派遣の期間について、臨時的・一時的な労働力の需給調整に関する対策として労働者派遣事業制度を位置づける観点から、専門的な知識、技術または経験を必要とする業務等のうち中央職業安定審議会の意見を聞いて定める業務を除き、派遣先は、同一の業務について一年を超え期間継続して労働者派遣を受けてはならないこととしております。また、労働大臣は、この労働者派遣の期間の制限に違反している者に対し、指導・助言をした場合において、なおそれに違反し、または違反するおそれがあるときは、勧告・公表をすることができるとしてしております。

第四に、派遣先は、一年を超える期間継続して労働者派遣を受けてはならないこととして、業務に継続して一年間労働者派遣を受けた場合において、引き続きその業務に従事させるため労働者を雇い入れようとするときは、当該派遣労働者を雇い入れるよう努めなければならないこととしております。

第五に、派遣先は、派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため、適切な就業環境の維持、診療所、給食施設等の利用に関する便宜の供与等必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととしております。

第六に、派遣労働者の適正な就業条件の確保を図るため、派遣元事業主等のその業務上知り得た秘密の漏えいの禁止、労働大臣に対する申告を理由とした不利益取り扱いの禁止、労働者派遣事業適正運営協力員の委嘱等の措置を講ずることとし

ております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

続いて、職業安定法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年における急速な産業構造の変化や国際化、労働者の就業意識の変化等の社会経済の構造変化に伴い、労働力需給に係るニーズは大きく変化してきております。また、一昨年六月のILO総会において、職業紹介事業を含む民間の労働力需給調整事業に関する新たな国際基準として、これらの事業の運営を認めること及びこれを利用する労働者を保護することを目的とする第百八十一号条約が採択されたところであります。このような状況及び現下の厳しい雇用失業情勢のもとで、労働者の雇用の安定を図っていくためには、労働力需給のミスマッチを解消し、失業期間の短縮を図られるよう、労働市場のルールの整備充実とその履行確保を行っていくことが重要であります。

このような観点に立つて、中央職業安定審議会において職業紹介事業等に関する法制度のあり方について検討が行われ、本年三月に、公共及び民間の各機関がその特性、活力等を生かし、労働力の需給調整を円滑、的確に行えるようにするとともに、労働者の保護が十分に確保されるよう、職業安定法等の改正を行う必要がある旨の建議をいただいたところであります。

政府といたしましては、この建議を踏まえ、本法律案を作成し、中央職業安定審議会の全会一致の答申をいただき、ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一は職業安定法の改正であります。その一として、法律の目的の規定に、職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が労働力の需

要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割にかんがみその適正な運営を確保すること等を追加することとしております。

その二として、公共職業安定所及び職業紹介事業者等は、事業目的の達成に必要な範囲内で求職者等の個人情報収集、保管、使用し、これを適正に管理するために必要な措置を講じなければならないこととするともに、賃金、労働時間といった基本的労働条件等の明示は文書により行わなければならないこととしております。

その三として、有料職業紹介事業について、港湾運送業務につく職業、建設業務につく職業その他命令で定める職業を除き、労働大臣の許可を受けてこれを行うことができることとするともに、許可の有効期間を、現行の一年を新規三年、更新五年に延長することとしております。また、無料職業紹介事業の許可の有効期間を現行の三年を五年に延長することとしております。

その四として、通勤圏外からの直接募集に係る届け出を廃止するとともに、委託募集従事者に対する報償金に係る許可制を見直し、認可制とすることとしております。

その五として、公共職業安定所の業務として、求職者への情報提供、地方公共団体、労使団体等の協力による求人または求職の開拓、公共職業能力開発施設等との連携及び職業体験機会の付与等の措置の実施について新たに規定を設けることとしております。

その他、職業安定機関と職業紹介事業者等の協力、有料職業紹介事業に係る手数料制度の改正、職業紹介責任者の選任義務、有料職業紹介事業者等の秘密を守る義務、求職者等からの労働大臣に対する申告制度、罰則の整備等所要の整備を行うこととしております。

第二は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の改正であり、派遣元事業主による労働者の個人情報取り扱いについて、職業安定法の改正内容に準じた規定を設けることとしております。

第三は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律の改正であり、労働省令で定める区域に係る直接募集について通勤圏の内外を問わず届け出を要することとする等所要の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(吉岡吉典君) この際、内閣提出、衆議院送付の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案の衆議院における修正部分について、衆議院労働委員長岩田順介君から説明を聴取いたします。岩田順介君。

○衆議院議員(岩田順介君) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する衆議院の修正部分につきまして、その内容を御説明申し上げます。

その修正の趣旨は次のとおりであります。

第一に、一般労働者派遣事業の許可の基準として、個人情報等を適正に管理し、及び派遣労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていることを追加することとしております。

第二に、派遣元事業主は、派遣期間の制限の対象となる業務について、労働者派遣を受けようとする者から期間の制限を超えることとなる最初の日の通知がないときは、当該労働者派遣契約を締結してはならないこととしております。

第三に、労働者派遣を受けようとする者は、派遣労働者を特定することを目的とする行為をしないように努めなければならないこととしております。

第四に、派遣元事業主は、派遣労働者の健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者の資格

取得等の確認の有無に関する事項を派遣先に通知しなければならぬこととしております。

第五に、派遣元責任者の業務として、派遣労働者等の個人情報等の管理に関する追加工事を追加することとしております。

第六に、男女雇用機会均等法の適用に関し、職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の配慮並びに妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置の規定については、派遣労働者の就業に関し、労働者派遣を受ける者もまた、その労働者を雇用する事業主とみなして適用することとしております。

第七に、労働大臣は、派遣先が派遣期間の制限に違反し、かつ、派遣労働者が派遣先に雇用されることを希望している場合において、派遣先に対し、派遣労働者を雇い入れるよう指導・助言をしたにもかかわらず、当該派遣先がこれに従わなかったときは、当該派遣労働者を雇い入れるよう勧告・公表することができるとしてしております。

第八に、派遣期間の制限の対象となる業務について、派遣先が派遣期間の制限を超えることとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行った派遣元事業主に対し、所要の罰則を科することとしております。

第九に、施行期日を、公布の日から起算して六月を超えない範囲において政令で定める日とすることとしております。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(吉岡吉典君) 次に、吉川春子君外一名

委員(吉川春子君) 提案者を代表して、

改定案並びに職業安定法改正案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。労働者派遣事業は、本来、職業安定法第四十四条によって禁止されている労働者供給事業です。

これが十三年前、専門的かつ臨時的な業務に限り、労働大臣の許可を経て、労働者派遣事業という名で解禁されました。

私たち日本共産党は、派遣事業が公認されるときから、これは、労働基準法が禁じる中間搾取を容認するものであり、労働者の団結権を奪い、正規雇用を取ってかわって、極めて不安定かつ無権利な労働者を大量に生み出さざるを得ないことを指摘してきました。

その結果はどうか。労働省の調査でも派遣労働者の数は八十六万人に達し、この周辺にはその数倍にも達する違法な派遣や派遣類似の労働者の群れをつくり出しました。現在の深刻な不況のもとでは、丸ごと従業員を派遣会社に転籍させ、そこから派遣労働者として派遣させて使うなど、リストラの手段とされている事例もあらわれています。

これらの労働者の置かれた状態を見てみますと、労働省の調査でも、民間の労働組合や有志の調査、電話相談でもほとんど共通して、契約の一方的中途解除、賃金未払い、社会保険、労働保険への未加入、プライバシーの侵害、暴言、個人情報等の大量の横流しなど、いわゆる常用労働者においてはほとんど見られない権利侵害が蔓延しているのではありません。

一昨年採択されましたILO百八十一号条約及びこれを補完する百八十八号勧告は、こうした無権利状態からの労働者の保護を強く求めるものであります。

本改正案は、ILO条約及び勧告の要請を満たし、我が国の派遣労働者の無権利状態を是正するために、事業法としての性格を強く持つ現行法を、文字どおり派遣労働者保護法に改正しようというものであります。その原則は、第一に、政府案とは違って、あくまで派遣労働は職業安定法第四十四条の例外であり、直接雇用を原則とすること、第二に、現行派遣労働の範囲を現状以上に広げず、縮小の方向で検討すること、そして第三に、派遣労働者の保護措置を抜本的に拡充することとしております。

ります。

次に、改正案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、法律の名称及び目的に派遣労働者の保護を明確にうたいました。

第二に、正規雇用の代替を許さないために、特定企業へ専ら派遣する場合の定義を厳格にした上で、禁止することといたしました。また、人員削減を行った事業場には一年間の派遣受け入れの制限を定めしました。

第三に、直接雇用原則を明確にするために、同じ派遣労働者を一年以上使用した場合や、直接面接をして採用した場合、さらに、派遣会社に転籍させて派遣労働者として受け入れた場合には、いずれも派遣先に直ちに直接雇用を義務づけることといたしました。

第四に、派遣労働者の保護を図るための具体的な施策を定めしました。その主なものを申し上げますと、派遣契約の中途解除を理由とした派遣元との労働契約解除の禁止、賃金や福利厚生施設の利用など派遣先労働者との均等待遇の確保、社会保険、雇用保険加入について、派遣先の連帯責任の明確化、個人情報の収集制限、開示及び是正請求権の付与など個人情報保護措置の具体化、派遣先に因応諸義務を課するなど労働基本権確立の措置、時間外協定の派遣先での締結、セクハラについての派遣先責任の明確化などであります。これらの措置を効果あるものにするために、本法に基づく労働大臣への申告権を派遣労働者及びその他の労働者に保障することとしております。

第五に、派遣の中でも弊害の多いいわゆる登録型については、本法施行後三年の経過を見て、廃止することとしております。

第六に、製造業の現場で蔓延している請負に名をかりた脱法的な派遣を禁止するために、派遣と請負の区別を法律上明確にすることといたしました。

最後に、職業安定法改正案について御説明申し上げます。

労働者派遣法を改正して保護措置を強化しても、その実効性を確保する措置がなければ法改正の効果は十分には発揮できません。したがって、職業安定法を改正して、職業安定法及び派遣労働者保護法の実施にかかわって、職業安定監督官を新たに設けることといたしました。職業安定監督官には、労働基準監督官と同様、刑事訴訟法に基づく司法警察権限を与え、違法事例の摘発を行わせ、これによって法の厳格な執行が可能となると考えております。

なお、この法律は平成十二年一月一日から施行することとしております。

以上、法律案の提案理由及び内容の概要について御説明を申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(吉岡吉典君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分についての説明の聴取は終わりました。

四案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十一分散会

五月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、過労自殺等の労災認定に関する請願(第一七二九号)

一、失業者・高齢者の雇用・就労対策の確立に関する請願(第一七三三号)(第一七七四号)

一、労災病院等の充実に関する請願(第一八九一号)(第一八九二号)

第一七二九号 平成十一年五月七日受理

過労自殺等の労災認定に関する請願

請願者 埼玉県入間市鍵山二ノ一ノ一六

重沢則嘉 外十四名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一六五八号と同じである。

第一七三三号 平成十一年五月十日受理
失業者・高齢者の雇用・就労対策の確立に関する
請願
請願者 福岡県嘉穂郡田上勢田 大塚
幸子 外二百六十五名

紹介議員 大脇 雅子君

雇用・失業情勢はかつてなく深刻化し中高年労働者が真っ先に首切り「合理化」などの犠牲になっている。高齢者に働く場はほとんどなく、シルバー人材センターも臨時的・短期的な「生きがい」対策に限られている。「活力ある高齢化社会」をつくるためにも、国や地方自治体などが生活のために働きたい高齢者の就労対策に積極的に取り組むことが緊急で切実な課題である。

ついては、次の事項について実現を図りたい。
一、失業者には「まともな仕事」を保障すること。特に就職困難な失業者には国の責任で公的就労事業制度をつくり、就労させること。
二、取り分け生活のために働く高齢者のために、公的就労事業の一つとして高齢者就労事業を実施すること。当面、高齢者が自主的につくる高齢者事業団等を積極的に活用すること。
三、シルバー人材センターで働く高齢者を労働者として労災保険など労働者保護の諸制度を適用し、生活対策として改善すること。

第一七七四号 平成十一年五月十一日受理
失業者・高齢者の雇用・就労対策の確立に関する
請願
請願者 福岡県遠賀郡岡垣町三吉一、二二
九 津曲勉 外二百九十九名

紹介議員 小宮山洋子君

この請願の趣旨は、第一七三三号と同じである。

第一八九一号 平成十一年五月十三日受理
労災病院等の充実に関する請願
請願者 熊本県八代市東片町四三六ノ八
松永貞子 外千九百九十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一六五九号と同じである。

第一八九二号 平成十一年五月十三日受理
労災病院等の充実に関する請願
請願者 熊本県八代市長田町三、〇三七ノ
四 倉本史子 外千四百九十九名

紹介議員 小宮山洋子君

この請願の趣旨は、第一六五九号と同じである。

五月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(吉川春子君外一名発議)

一、職業安定法等の一部を改正する法律案(吉川春子君外一名発議)

一、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(第百四十三回国会提出、衆議院継続審査)

一、職業安定法等の一部を改正する法律案

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正

第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

目次中「派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置」を「派遣労働者の保護等に関する措置」に改める。

第一条中「の就業に関する条件の整備等」を「の保護するための措置等を講じ」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。
(労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分)

第二条の二 請負の形式による契約により行う業務に自己の雇用する労働者を従事させることを業として行う事業主が当該業務に単に当該労働者の肉体的な労働力を提供する者であるときは、当該事業主は労働者派遣事業を行う事業主に該当するものとする。

2 前項に定めるもののほか、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第六条第一号中「規定で」を「規定(次号に規定する規定を除く)で」に「により」を「若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第四十八条の規定を除く)により、若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四十二条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことに」により、に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同条同条第五号とし、同条第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十七条若しくは第九十一条、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第六十八條若しくは第七十條、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第五十一条前段若しくは第五十四条第一項(同法第

提供を受けるに当たり、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に面接してはならない。
(書面の交付を受けていない派遣労働者等の受入れの禁止)

第四十条の三 派遣元事業主から第三十四条の規定による書面の交付を受けていない派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

2 派遣元は、派遣元事業主が、健康保険法の規定による被保険者の資格、厚生年金保険法の規定による被保険者の資格又は雇用保険法の規定による被保険者の資格を有する派遣労働者に関して、健康保険法第八条、厚生年金保険法第二十七条又は雇用保険法第七条その他の法令の規定により行うべき被保険者の資格の取得に関する報告又は届出をしていないときは、当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。
(性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上及び指揮命令上の配慮)

第四十条の四 派遣元は、当該派遣先の職場において行われる性的な言動に対するその指揮命令の下に労働させる女性である派遣労働者の対応により当該女性である派遣労働者がその就業条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該女性である派遣労働者の就業環境が害されることのないよう、雇用管理上及び指揮命令上必要な配慮をしなければならない。

(派遣先との団体交渉)

第四十条の五 派遣元は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者が組合員となつていて労働組合の代表者から、当該派遣就業に係る労働条件であつて、当該派遣先が現実的かつ具体的に支配し、及び決定することができるとするものについて団体交渉の申入れがあつたときは、労働組合法その他の法令の規定に違反することのないように誠実に応対しなければならない。

ならない。

(労働者派遣の役務の提供を受ける期間)
第四十条の六 派遣元は、当該派遣先の事業所ごとの同一の業務(その業務に従事する労働者について就業形態、雇用形態等の特殊性により特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務であつて、当該業務に係る労働者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたる能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を損なわないと認められるものとして政令で定める業務を除く。)について、派遣元事業主から一年を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

(派遣労働者の雇用等)

第四十条の七 派遣元が、子会社である派遣元事業主(当該派遣元が発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式を有する株式会社又は資本の総額の二分の一を超える額に相当する出資口数を有する有限会社である派遣元事業主をいう。以下この条において同じ。)から、当該派遣先に常時雇用されていた労働者であつて六十歳以上の定年その他労働省令で定める事由以外の事由により当該派遣先との雇用関係が終了した後に当該派遣先とある派遣元事業主に派遣労働者として雇用されてはいる者に係る労働者派遣の役務の提供を受けた場合には、当該派遣先と当該派遣労働者(当該派遣先のために初めて派遣就業をした日から起算して七日以内に、労働省令で定めるところにより、当該派遣先に雇用されることを当該派遣先に申し出た者に限る。)とは、労働省令で定めるところにより、当該派遣先と当該派遣労働者との雇用関係を締結したものとみなす。

2 前項の申出があつたときは、当該派遣先とある派遣元事業主と当該派遣労働者との雇用関係は、当該申出があつた日に、終了したものとみなす。

2 前項の申出があつたときは、当該派遣先とある派遣元事業主と当該派遣労働者との雇用関係は、当該申出があつた日に、終了したものとみなす。

3 派遣元は、第一項の申出を受けたときは、労働省令で定めるところにより、当該申出を受けた旨を当該子会社である派遣元事業主に通知しなければならない。

第四十条の八 派遣元が、労働者派遣の役務の提供を受けるに当たり、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に面接した場合(当該派遣先が当該派遣労働者との面接を要求した場合その他労働省令で定める場合に限る。)において当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けたときは、当該派遣先と当該派遣労働者(当該派遣先のために初めて派遣就業をした日から起算して七日以内に、労働省令で定めるところにより、当該派遣先に雇用されることを当該派遣先に申し出た者に限る。)とは、労働省令で定めるところにより、当該派遣先と当該派遣労働者との雇用関係を締結したものとみなす。

2 前項の申出があつたときは、当該派遣元事業主と当該派遣労働者との雇用関係は、当該申出があつた日に、終了したものとみなす。

3 派遣元は、第一項の申出を受けたときは、労働省令で定めるところにより、当該申出を受けた旨を当該派遣元事業主に通知しなければならない。

第四十条の九 派遣元が、当該派遣先の同一の事業所において派遣元事業主から継続して一年を超えて同一の派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けた場合には、当該派遣先と当該派遣労働者(当該派遣先のために初めて派遣就業をした派遣労働者(当該一年間が経過した日の前日までに、労働省令で定めるところにより、当該派遣先に雇用されることを当該派遣先に申し出た者に限る。))とは、労働省令で定めるところにより、当該派遣先と当該派遣労働者との雇用関係を締結したものとみなす。

2 前項の申出があつたときは、当該派遣元事業主と当該派遣労働者との雇用関係は、当該申出があつた日に、終了したものとみなす。

業主と当該派遣労働者との雇用関係は、当該一年間が経過した日に、終了したものとみなす。

3 派遣元は、第一項の申出を受けたときは、労働省令で定めるところにより、当該申出を受けた旨を当該派遣元事業主に通知しなければならない。

第四十三条中「第三十九条」の下に「及び第四十条の三第一項」を加える。

第四十四条第一項中「昭和二十二年法律第四十九号」を削り、同条第二項中「第三十二条第三十二条の二第一項、第三十二条の三、第三十二条の四第一項から第三項まで」を「第三十二条から第三十五条まで、第三十六条第一項を「第三十三條から第三十六條まで、第三十八條の二」に改め、同項後段を次のように改める。
この場合において、同法第三十二条の二第一項中「就業規則その他これに準ずるものにより」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。))第四十四条第三項に規定する派遣元の使用者(以下単に「派遣元の使用者」という。)が就業規則その他これに準ずるものにより」と、同法第三十二条の三中「就業規則その他これに準ずるものにより」とあるのは「派遣元の使用者が就業規則その他これに準ずるものにより」と、とした労働者」とあるのは「とされた労働者であつて、当該労働者に係る労働者派遣法第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約に基づきこの条の規定による労働時間により労働させることができるもの」とする。

第四十四条第五項中「同法第三十八条の二第二項中「当該事業場」とあるのは「当該事業場(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以

同法第三十八条の二第二項中「当該事業場」とあるのは「当該事業場(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以

下「労働者派遣法」という。）第二十六條第一項に規定する派遣就業にあつては、労働者派遣法第四十四條第三項に規定する派遣元の事業の事業場」とを削り、「労働者派遣法第四十四條第一項」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十四條第一項」に改める。

第四十五條第一項から第四項まで、第八項、第九項、第十五項及び第十六項、第四十六條第一項、第三項、第六項、第十二項及び第十三項並びに第四十七條第一項及び第二項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第四十八條第一項中「第五十條及び第五十一條」を「第四十九條の三、第四十九條の四第一項、第四十九條の五、第四十九條の六第一項、第五十條及び第五十一條第一項」に改める。

第四十九條の二第一項中「又は第二十四條の二」を「第二十四條の二、第二十四條の三、第四十條第二項、第四十條の三又は第四十條の六」に改め、同條の次に次の四條を加える。

（公共職業安定所長及び職業安定監督官）
第四十九條の三 公共職業安定所長及び職業安定監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

（職業安定監督官の権限）
第四十九條の四 職業安定監督官は、この法律を施行するために必要な限度において、労働者派遣事業を行う事業主及び当該事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 前項の規定により立入検査をする職業安定監督官は、その身分を示す証明書を携帯し、

関係者に提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十九條の五 職業安定監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法昭和二十三年法律第三十一號の規定による司法警察員の職務を行う。

（派遣労働者等の申告）
第四十九條の六 労働者派遣をする事業主又は労働者派遣の役務の提供を受ける者がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、派遣労働者その他の労働者は、その事実を労働大臣、公共職業安定所長又は職業安定監督官に申告することができる。

2 労働者派遣をする事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者は、前項の申告をしたことを理由として、派遣労働者その他の労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第五十條の見出しを「報告及び出頭」に改め、同條中「労働大臣」の下に「公共職業安定所長又は職業安定監督官」を加え、「及び当該事業主」を「当該事業主」に改め、「受ける者」の下に「又は派遣労働者」を加え、「報告させる」を「報告させ、又は出頭を命ずる」に改める。

第五十一條の見出しを「労働大臣等の権限」に改め、同條第一項中「労働大臣」の下に「又は公共職業安定所長」を加え、同條第三項を削り、同條第二項を次のように改める。

2 第四十九條の四第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第五十二條及び第五十三條を次のように改める。

（相談及び援助）

第五十二條 公共職業安定所は、派遣就業に関する事項について、労働者等の相談に応じ、及び必要な助言その他の援助を行うことができる。

（労働者派遣事業適正運営協力員）
第五十三條 労働大臣は、社会的信望があり、かつ、労働者派遣事業の運営及び派遣就業について専門的な知識経験を有する者のうちから、労働者派遣事業適正運営協力員を委嘱することができる。

2 労働者派遣事業適正運営協力員は、労働者派遣事業の適正な運営及び適正な派遣就業の確保に関する施策に協力して、労働者派遣をする事業主、労働者派遣の役務の提供を受ける者、労働者等の相談に応じ、及びこれらの者に対する専門的な助言を行う。

3 労働者派遣事業適正運営協力員は、正当な理由がある場合でなければ、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。労働者派遣事業適正運営協力員でなくなつた後においても、同様とする。

4 労働者派遣事業適正運営協力員は、その職務に関して、国から報酬を受けない。

5 労働者派遣事業適正運営協力員は、予算の範囲内において、その職務を遂行するために要する費用の支給を受けることができる。

第五十九條中「五十万円」を「百万円」に改める。

第六十條第四号中「第二十二條」の下に「又は第四十九條の六第二項」を加える。

第六十一條第三号中「第三十四條から第三十七條まで」を「第二十四條の四第一項、第三十四條、第三十五條、第三十六條、第三十七條」に改め、同條第五号を削り、同條第四号中「又は」を「若しくは」に、「した」を「し」、又は出頭しなかつた」に改め、同号を同條第五号とし、同條第三号の次に次の一号を加える。

四 第四十九條の四第一項又は第五十一條第

一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正）
第二條 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八號）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一條の四」を削る。
第十一條の三の前の見出しを削り、同條の表以外の部分中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改め、同條の表第十四條第一項第二号の項中「第三章第四節」を「次章第四節」に、「第五十條及び第五十一條」を「第四十九條の三、第四十九條の四第一項、第四十九條の五、第四十九條の六第一項、第五十條及び第五十一條第一項」に改め、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第十一條の四」を削り、同表第二十一條第二項の項中「第三章第四節」を「次章第四節」に改め、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第十一條の四」を削り、同表第二十五條の項中「及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第十一條の四」を削り、同表第三十六條第二項の項中「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第十一條の四第二号に掲げる労働省令で定める場合において労働者派遣を行うときににおける当該労働者派遣に係る業務」を「特定業務（同項の適用対象業務に相当する業務以外の業務であつて、労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を損なわないと認められるものとして労働省令で定める業務をいう。以下同じ）」に改め、同表第二十六條第二項の項の次に次のように加える。

第二十六條第五項、第三十五條の三	第四十條の六	読替え後のこの法律第四十條の六
第四十條の六	一年	一年（特定業務について労働者派遣が行われる場合にあつては、労働省令で定める期間）

第十一條の三の表第四十一條第一号イの項中「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第十一條の四」を削り、同表第四十八條第一項の項中「第五十條及び第五十一條」を「第四十九條の三、第四十九條の四第一項、第四十九條の五、第四十九條の六第一項、第五十條及び第五十一條第一項」に改め、「及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第十一條の四の規定」を削り、同表第五十條、第五十一條第一項の項中「第五十條」を「第四十九條の三、第四十九條の四第一項、第四十九條の五、第四十九條の六第一項、第五十條」に改め、「及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第十一條の四の規定」を削り、同表第五十五條の項中「又は高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第十一條の四」を削る。

第十一條の四を削る。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正）

第三條 育児休業、介護休業等育児又は家族介護

を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項中「を」を「育児休業」を「を」して労働基準法第六十五條第一項及び第二項の規定による休業並びに育児休業」に改める。

第四十六條の二の表以外の部分中「育児休業」を「労働基準法第六十五條第一項及び第二項の規定による休業並びに育児休業」に、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改め、同条の表第十四條第一項第二号の項中「第三章第四節」を「次章第四節」に、「第五十條及び第五十一條」を「第四十九條の三、第四十九條の四第一項、第四十九條の五、第四十九條の六第一項、第五十條及び第五十一條第一項」に改め、同表第二十一條第二項の項中「第三章第四節」を「次章第四節」に改め、同表第二十六條第三項の項の次に次のように加える。

第二十六條第五項	当該労働者派遣の役務の提供が開始される日以後第四十條の六の規定に抵触することとなる最初の日及び当該労働者派遣	当該労働者派遣
第三十五條の三	第四十條の六	読替え後のこの法律第四十條の六

第四十六條の二の表第三十七條第一項第七号、第四十二條第一項第六号の項及び第三十九條の項中「第四十六條の三第一項各号」を「第

四十六條の三各号」に改め、同表第三十九條の項の次に次のように加える。

第四十條の六	業務（その業務に従事する労働者について就業形態、雇用形態等の特殊性により特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務であつて、当該業務に係る労働者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたる能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を損なわないと認められるものとして政令で定める業務を除く。）	業務
第四十條の六	一年	育児・介護休業法第四十六條の三第二号に掲げる期間

第四十六條の二の表第四十八條第一項の項中「第五十條及び第五十一條」を「第四十九條の三、第四十九條の四第一項、第四十九條の五、第四十九條の六第一項、第五十條及び第五十一條第一項」に改める。

第四十六條の三第一項第一号及び第二号中「育児休業」を「労働基準法第六十五條第一項及び第二項の規定による休業並びに育児休業」に改め、同条第二項を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年一月一日から施行する。ただし、第一条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十九條の二を改め、同条の次に四條を加える改正規定（同条の次に四條を加える部分に限る）、同法第五十條の改正規定、同法第五十一條の改正規定及び同法第六十一條の改正規定（同条第三号の改正規定を除く。）並びに附則第十二條中労働者設置法（昭和二十四年法律第六十二号）第五十條の改正規定は、職業安定法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第 号）の施行の日から施行する。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣

労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正に伴う経過措置

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「旧労働者派遣法」という。）第五十條第一項（第二項の規定による改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「旧高年齢者法」という。）第十一條の三又は第三條の規定による改正前の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「旧育児・介護休業法」という。））第四十六條の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の許可を受けている者に対する第一条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「新労働者派遣法」という。）第十四條第一項の規定による当該許可の取消し又は同条第二項の規定による一般労働者派遣事業の全部若しくは一部の停止の命令に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際に旧労働者派遣法第十六條第一項（旧高年齢者法第十一條の三又は旧育児・介護休業法第四十六條の二の規定によ

り読み替えて適用する場合を含む。の規定により届出書を提出している者に対する新労働者派遣法第二十一条第一項の規定による特定労働者派遣事業の廃止の命令又は同条第二項の規定による特定労働者派遣事業の全部若しくは一部の停止の命令に關しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

第四条 新労働者派遣法第二十四条の三の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後労働者との雇用関係が終了する場合について適用する。

第五条 新労働者派遣法第三十四条、第三十五条、第四十条の三及び第四十条の七から第四十条の九までの規定は、施行日以後締結された労働者派遣契約に基づく労働者派遣が行われる場合について適用する。

第六条 新労働者派遣法第四十条の六（第二條の規定による改正後の高齢者等の雇用の安定等に関する法律第十一条の三及び第三條の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第四十六條の二において読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、施行日以後労働者派遣契約を締結する者について適用する。この場合において、当該者が施行日前から継続して労働者派遣の役務の提供を受けているときは、新労働者派遣法第四十条の六中「一年」とあるのは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十一年法律第 号）の施行の日以後締結された労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供が行われる日から起算して一年」とする。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則に關する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第九条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、派遣労働者の保護に關する制度の実施状況その他の新労働者派遣法の施行状況等を総合的に勘案し、一般労働者派遣事業新労働者派遣法第二条第四号に規定する一般労働者派遣事業をいう。）の在り方について、その廃止を含め検討し、その結果に基づいて法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（港湾労働法の一部改正）

第十条 港湾労働法（昭和六十二年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第十二条 第二項第三号イ中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第十五条中「第二十四条」の下に、「第二十四条の三及び第二十四条の四」を加え、「第四項まで」を「第五項まで、第三十四条の二、第三十五条の二から第三十五条の五まで、第四十条の六、第四十条の七」に改める。

（労働時間の短縮の促進に關する臨時措置法の一部改正）

第十一条 労働時間の短縮の促進に關する臨時措置法（平成四年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第七條中「第三十二條の二第一項、第三十二條の三、第三十二條の四第一項及び第二項並びに第三十六條第一項の規定に於ては労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下この条において「労働者派遣法」という。）第四十四條第二項の規定により読み替えて適用する場合を、労働基準法第三十八條の二第二項及び」を削り、「労働者派遣法第四十四條第五項」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する

法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十四條第五項」に改める。

（労働者派遣法の一部改正）

第十二条 労働者派遣法の一部を次のように改正する。

第四條第五十一号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第五條第四十九號の三中「及び当該事業主」を「、当該事業主」に改め、「受ける者」の下に「又は派遣労働者」を加え、「を求める」を「又は出頭することを要求する」に改める。

（労働基準法等の一部改正）

第十三條 次に掲げる法律の規定中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）

目次中「第五條」を「第五條の二」に、「第四章 職業安定機関以外の者の行う職業紹介、労働者の募集及び労働者供給事業に關する監督等（第四十八條―第四十九條の八）」に改める。

第一章中第五條の次に次の一條を加える。

（求職者等の個人情報取扱い）

第五條の二 公共職業安定所並びに職業安定機関以外の者であつて職業紹介、労働者の募集及び労働者供給事業を行うもの（以下この条において「公共職業安定所等」という。）は、それぞれ、その業務に關し、求職者、募集に應じて労働者にならうとする者又は供給される労働者（以下この条において「求職者等」という。）の個人情報（個人に關する情報で

第九十八條第二項

二 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一號）第四條第一項第四号

三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）

第四條第一項第二号

四 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三百三十一号）第八條第一項

五 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第一第二十号の十二

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）別表第二十八号

職業安定法等の一部を改正する法律案

職業安定法等の一部を改正する法律（職業安定法等の一部改正）

第一条 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）の一部を次のように改正する。

雜則（第四十八條―第六十二條）を「第三章の二 職業安定機関以外の者の行う職業紹介、労働者の募集及び労働者供給事業に關する監督等（第四十八條―第四十九條の八）」に改める。

あつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。を収集し、保管し、又は使用するに当たつては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者等の個人情報（個人に關する情報で）を収集し、及びこれを利用し、及び使用しなればならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な理由がある場合はこの限りでない。

公共職業安定所等は、求職者等の個人情報等を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

労働大臣は、前二項に定める事項に関し、公共職業安定所等が適切に対処するために必要な指針を公表するものとする。

第六条第一項中「職業安定主管局長」を「職業安定主管局」に、「の局長をいう。以下同じ」を「をいう。第四十八条第一項において同じ」の局長（以下「職業安定主管局長」という）に改める。

第四十九条及び第五十条を削り、第四十八条を第五十条とし、第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 職業安定機関以外の者の行う職業紹介、労働者の募集及び労働者供給事業に関する監督等

（職業安定監督官）

第四十八条 職業安定主管局、都道府県職業安定主務課（都道府県に置かれる分課で職業の紹介及び指導その他雇用の安定に関する事務を所掌するものをいう。）及び公共職業安定所に、職業安定監督官を置く。

職業安定監督官は、労働省令で定めるところにより、第三条（職業安定機関以外の者の行う職業紹介、労働者の募集及び労働者供給事業に適用される場合に限る）、第五条の二第一項及び第二項（公共職業安定所に適用される場合を除く）、前章、この章、第五十一条並びに第五十一条の二（公共職業安定所の業務に従事する者に適用される場合を除く。）の規定（以下「第三章等の規定」という。）の施行に関する事務をつかさどる。

職業安定主管局長及び公共職業安定所長は、職業安定監督官をもつてこれに充てる。職業安定監督官の資格及び任免に関する事項は、政令で定める。

職業安定監督官を罷免するには、政令で定

める職業安定監督官分限審議会の同意を必要とする。

（職業安定監督官の権限）

第四十九条 職業安定監督官は、第三章等の規定を施行するため必要があると認めるときは、職業安定機関以外の者であつて職業紹介、労働者の募集又は労働者供給事業を行うもの（以下「民間職業紹介事業者等」という。）の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

前項の場合において、職業安定監督官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第一項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十九条の二 職業安定監督官は、第三章等の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定による司法警察員の職務を行う。

（労働者の申告）

第四十九条の三 民間職業紹介事業者等が第三章等の規定又はこれに基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、労働者は、その事実を労働大臣、公共職業安定所長又は職業安定監督官に申告して是正のための適当な措置を執るよう求めることができる。

民間職業紹介事業者等は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対して解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

（労働大臣等の権限）

第四十九条の四 労働大臣又は公共職業安定所長は、第三章等の規定を施行するために必要があると認めるときは、所属の職員に、民間職業紹介事業者等の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第四十九条第二項及び第三項の規定は、前

項の規定による立入検査について準用する。

（報告及び出頭）

第四十九条の五 労働大臣又は公共職業安定所長は、第三章等の規定を施行するために必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、民間職業紹介事業者等又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

職業安定監督官は、第三章等の規定を施行するために必要があると認めるときは、民間職業紹介事業者等又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

（指導及び助言）

第四十九条の六 労働大臣は、第三章等の規定の施行に関し必要があると認めるときは、民間職業紹介事業者等に対し、その業務の適正な運営を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

（改善命令）

第四十九条の七 労働大臣は、民間職業紹介事業者等が、その業務に関し、第三章等の規定又はこれに基づく命令の規定に違反した場合において、当該業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、これらの者に対し、当該業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（事業の停止又は許可の取消し）

第四十九条の八 労働大臣は、許可を受けて、又は届出をなして職業紹介事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行う者が、法令若しくはこれに基づく行政庁の処分違反し、又はその事業若しくは業務が公益を害するおそれがあると認めるときは、その事業若しくは業務を停止し、又は許可を取り消すことができる。

労働大臣は、第三十三条の二第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う同項第一号

又は第二号に掲げる施設の長に対し、前項の規定により、事業の停止を命じようとする場合には、あらかじめ教育行政庁に通知しなければならない。

第五十一条を次のように改める。

（秘密を守る義務等）

第五十一条 第三十二条第一項ただし書の許可を受けて有料の職業紹介事業を行う者（以下この条において「有料職業紹介事業者」という。）及びその代理人、使用人その他の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしてはならない。有料職業紹介事業者及びその代理人、使用人その他の従業者でなくなつた後においても、同様とする。

有料職業紹介事業者及びその代理人、使用人その他の従業者は、前項の秘密のほか、その業務に関し知り得た個人情報その他労働省令で定める者に関する情報を、みだりに他人に知らせてはならない。

有料職業紹介事業者及びその代理人、使用人その他の従業者でなくなつた後においても、同様とする。

第五十一条の次に次の一条を加える。

第五十一条の二 第三十三条第一項の許可を受けて、又は第三十三条の二第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う者、労働者の募集を行う者、第三十七条第一項の規定により労働者の募集に従事する者及び第四十五条の許可を受けて労働者供給事業を行う者（以下この条において「無料職業紹介事業者等」という。）並びに公共職業安定所の業務に従事する者及び無料職業紹介事業者等の業務に従事する者、その業務に関し知り得た個人情報その他労働省令で定める者に関する情報を、みだりに他人に知らせてはならない。無料職業紹介事業者等並びに公共職業安定所の業務に従事する者及び無料職業紹介事業者等の業務に従事する者でなくなつた

後においても、同様とする。

第六十三条中「一」を「いずれかに」に、「五万円」を「二十万円」に、「百万円」を「三百万円」に改める。

第六十四条中「一」を「いずれかに」に、「二十万円」を「百万円」に改め、同条第五号中「第五十条第一項」を「第四十九条の八第一項」に改める。

第六十五条中「一」を「いずれかに」に、「六箇月」を「六月」に、「十万円」を「三十万円」に改め、同条第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九 第四十九条の三第二項の規定に違反した者

十 第四十九条の七の規定による命令に違反した者

第六十六条中「一」を「いずれかに」に、「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二 第四十九条第一項又は第四十九条の四第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三 第四十九条の五第一項又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

四 第六十六条第三号の次に次の二号を加える。

五 第五十一条第一項の規定に違反した者

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正）
第二条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。
第十二条中「十万円」を「三十万円」に改める。

（中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用の改善の促進に関する法律の一部改正）

第三条 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「第四十条及び第四十一条の規定は同項の規定により労働者の募集に従事する者について、同法第四十九条第一項及び第五十条第一項を「第五十条の二第一項及び第二項、第四十条、第四十一条、第四十九条の三、第四十九条の四第一項、第四十九条の五第一項、第四十九条の七、第四十九条の八第一項並びに第五十一条の二」に、「第四十九条第二項の規定は前項の規定の実施状況の調査について、同条第三項を「第四十九条の四第二項」に改め、「及び第二項」を削り、「第三十七条第二項」との下に、「同法第四十九条の三第一項中「労働大臣、公共職業安定所長又は職業安定監督官」とあるのは「労働大臣又は公共職業安定所長」とを加える。

第十九条中「第五十条第一項」を「第四十九条の八第一項」に、「二十万円」を「百万円」に改める。

第二十条中「一」を「いずれかに」に、「十万円」を「三十万円」に改める。

第二十一条中「一」を「いずれかに」に、「十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 第十三条第三項において準用する職業安定法第四十九条の四第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は第十三条第三項において準用する同法第四十九条の五第一項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは出頭しなかつた者

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正）

第四条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第五項中「第四十条及び第四十一条の規定は同項の規定により労働者の募集に従事する者について、同法第四十九条第一項及び第五十条第一項を「第五十条の二第一項及び第二項、第四十条、第四十一条、第四十九条の三、第四十九条の四第一項、第四十九条の五第一項、第四十九条の七、第四十九条の八第一項並びに第五十一条の二」に、「第四十九条第二項の規定は前項の規定の実施状況の調査について、同条第三項を「第四十九条の四第二項」に改め、「及び第二項」を削り、「第三十七条第二項」との下に、「同法第四十九条の三第一項中「労働大臣、公共職業安定所長又は職業安定監督官」とあるのは「労働大臣又は公共職業安定所長」とを加える。

第五十三条中「第五十条第一項」を「第四十九条の八第一項」に、「二十万円」を「百万円」に改める。

第五十四条中「一」を「いずれかに」に、「十万円」を「三十万円」に改める。

第五十五条中「一」を「いずれかに」に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

第五十六条を次のように改める。

第五十六条 第四十五条第五項において準用する職業安定法第四十九条の四第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は第四十五条第五項において準用する同法第四十九条の五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは出頭しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。
（林業労働力の確保の促進に関する法律の一部改正）

第五条 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「第四十条及び第四十一条の規定は同項の規定により林業労働者の募集に従事する者について、同法第四十九条第一項及び第五十条第一項を「第五十条の二第一項及び第二項、第四十条、第四十一条、第四十九条の三、第四十九条の四第一項、第四十九条の五第一項、第四十九条の七、第四十九条の八第一項並びに第五十一条の二」に、「第四十九条第二項の規定は前項の規定の実施状況の調査について、同条第三項を「第四十九条の四第二項」に改め、「及び第二項」を削り、「第三十七条第二項」との下に、「同法第四十九条の三第一項中「労働大臣、公共職業安定所長又は職業安定監督官」とあるのは「労働大臣又は公共職業安定所長」とを加える。

第三十二条中「第五十条第一項」を「第四十九条の八第一項」に、「二十万円」を「百万円」に改める。

第三十三条中「一」を「いずれかに」に、「十万円」を「三十万円」に改める。

第三十四条中「一」を「いずれかに」に、「十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 第十三条第三項において準用する職業安定法第四十九条の四第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は第十三条第三項において準用する同法第四十九条の五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは出頭しなかつた者

（労働者設置法の一部改正）

第六条 労働者設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。
第四条第三十九号の三を同条第三十九号の四

とし、同条第三十九号の二の次に次の一号を加える。

三十九の三 職業安定監督官の権限の行使その他職業安定機関以外の者の行う職業紹介、労働者の募集及び労働者供給事業の監督に関する事。

第五号第四十七号の次に次の一号を加える。
四十七の二 職業安定法に基づいて、立入検査を行うこと。

第五号第四十九号を次のように改める。

四十九 職業安定法に基づいて、職業紹介事業、労働者の募集若しくは労働者供給事業を行う者又は労働者に対し、必要な事項について報告又は出頭することを要求すること。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年一月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正)

第三条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の三第三項中、「前項の規定の実施状況を職業安定法第三十三条の二第二項の実施状況と」を削り、「同条第一項」を「職業安定法第三十三条の二第一項」に、「同条第三項、同法第三十三条の三第二項、同法第三十四条第一項ただし書及び第二項、同法第四十九条第二項並びに同法」を「同法第五十条の二第一項及び第二項、第三十三条の二第三項、第三十三条の三第二項、第三十四条第一項ただし書及び第二項、第四十九条の三、第四十九条の四第一項、第四十九条の六、第四十九条の七、第五十一条の二並びに」に改め、「第四十四条の三第二項」

と」の下に、「同法第四十九条の三第一項中「労働大臣、公共職業安定所長又は職業安定監督官」とあるのは「労働大臣又は公共職業安定所長」と」を加える。

(小字及び一は衆議院修正)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正

第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七号」を「第四十七条の二」に、「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に改める。

第四條第一項を次のように改める。

何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行つてはならない。

一 港湾運送業務(港湾労働法(昭和六十二年法律第四十号)第二条第二号に規定する港湾運送の業務及び同条第一号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として政令で定める業務をいう。)

二 建設業務(土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。)

三 警備業務(昭和四十七年法律第七十七号)第二条第一項各号に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するために業として行う労働者派遣(次節、第二十三条第

二項及び第三項並びに第四十条の二第一項第一号において単に「労働者派遣」という。により派遣労働者に従事させることが適当でない」と認められる業務として政令で定める業務

第四條第二項中「適用対象業務について前項」を「前項第三号」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「適用対象業務以外の」を「第一項各号のいずれかに該当する」に改め、同項を同条第三項とする。

第五條第一項中「適用対象業務について」を削り、同条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条第四項中「労働者派遣の役務の提供を受ける者の数」を削る。

第六條第一号中「規定で」を「規定(次号に規定する規定を除く。で)」に、「により」を「若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第四十八条の規定を除く。により、若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四條、第二百六條、第二百八條、第二百八條の二、第二百二十二條若しくは第二百四十七條の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことに」により、に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同条を同条第五号とし、同条第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十七條若しくは第九十一條、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第六十八條若しくは第七十條、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第五十一條前段若しくは第五十四條第一項(同法第五十一條前段若しくは第五十四條第一項に限る。)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百十五号)第一百二條第一項、第一百四條(同法第一百二條第一項の規定に係る部分に限る。)、

第八十二條第一項若しくは第二項若しくは第八十四條(同法第八十二條第一項若しくは第二項の規定に係る部分に限る。)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第四十六條前段若しくは第四十八條第一項(同法第四十六條前段の規定に係る部分に限る。)、又は雇用保険法(昭和四十九年法律第一百六号)第八十三條若しくは第八十六條(同法第八十三條の規定に係る部分に限る。の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

第七條第一項第一号を次のように改める。

一 当該事業が専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行われるもの(雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合として労働省令で定める場合において行われるものを除く。で)でないこと。

第七條第一項第三号中「前号」を「前二号」に改め、同条を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)をいう。以下同じ。を適正に管理し、及び派遣労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

ならない。ただし、一般派遣元事業主で同条第一項の許可を二以上の事業所について受けているものが、当該許可に係る一の事業所に關して同条第二項第一号又は第二号に掲げる事項の変更を届け出たときは、当該事業所以外の事業所に係る当該事項の変更に関するは、この限りでない。

第十一号中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十四条第一項第一号中「第三号」を「第四号」に改め、同項第二号中「第三章第四節」を「次章第四節」に改める。

第十六条第一項中「適用対象業務について」を削り、同条第三項中「労働者派遣の役務の提供を受ける者の数」を削る。

第十九条を次のように改める。

(変更の届出)

第十九条 特定派遣元事業主は、第十六条第一項の届出書に記載すべき事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を労働大臣に届け出なければならぬ。ただし、特定派遣元事業主で同項の届出書を二以上の事業所について提出しているものが、当該届出に係る一の事業所に關して同項の届出書に記載すべき事項のうち第五号第二項第一号又は第二号に掲げる事項の変更を届け出たときは、当該事業所以外の事業所に係る当該事項の変更に関するは、この限りでない。

第二十一条第一項中「(第三号)」を「(第四号)」に、「同条第三号」を「同条第四号」に改め、同条第二項中「第三章第四節」を「次章第四節」に改める。

第二十四条の二中「適用対象業務について」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(秘密を守る義務)
第二十四条の三 派遣元事業主及びその代理人、使用人その他の従業者は、正当な理由が

ある場合でなければ、その業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。派遣元事業主及びその代理人、使用人その他の従業者でなくなつた後においても、同様とする。

第二十六条第二項中「の期間」の下に「(第四十号の二第一項第三号に掲げる業務に係る労働者派遣の期間を除く。）」を加え、「適用対象業務」を「業務」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第四十号の二第一項各号に掲げる業務以外の業務について派遣元事業主から新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者は、第一項の規定により当該労働者派遣契約を締結するに当たり、あらかじめ、当該派遣元事業主に対し、当該労働者派遣の役務の提供が開始される日以後当該業務について同条第一項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなければならない。

6 派遣元事業主は、第四十号の二第一項各号に掲げる業務以外の業務について新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から前項の規定による通知がないときは、当該者との間で、当該業務に係る労働者派遣契約を締結してはならない。

7 労働者派遣の役務の提供を受けようとする者は、労働者派遣契約の締結に際し、当該労働者派遣契約に基づく労働者派遣に係る派遣労働者を特定することを目的とする行為をしないように努めなければならない。

第三十五条中「当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名その他労働省令で定める」を「次に掲げる」に改め、同条に次の号を加える。

一 当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名
二 当該労働者派遣に係る派遣労働者に関する健康保険法第二十一条ノ二第一項の規定による被保険者の資格の取得の確証、厚生年金保険法第十八条第一項の規定による被

保険者の資格の取得の確証及び雇用保険法第九条第一項の規定による被保険者となつたことの確証の有無に関する事項であつて労働省令で定めるもの
三 その他労働省令で定める事項

第三十五条の次に次の一条を加える。

(労働者派遣の期間)

第三十五条の二 派遣元事業主は、派遣先が当該派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けたならば第四十号の二第一項の規定に抵触することとなる場合には、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行つてはならない。

第三十六条中「第三号まで」を「第四号まで」に改め、同条第一号中「前二条」を「第三十四

条、第三十五条」に改める。
同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 当該派遣労働者等の個人情報等の管理に関すること

第四十条の見出し中「確保」を「確保等」に改め、同条第二項中「適正」の下に「かつ円滑」を加え、「ために」を「ようにするため、適切な就業環境の維持、診療所、給食施設等の施設であつて現に当該派遣先に雇用される労働者が通常利用しているものの利用に関する便宜の供与等」に改め、同条の次に次の二条を加える。
(労働者派遣の役務の提供を受ける期間)

第四十条の二 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務(次に掲げる業務を除く。次条において同じ。)について、派遣元事業主から一年を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

一 次のイ又はロに該当する業務にあつて、当該業務に係る労働者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な發揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を損なわないと認められるもの

として政令で定める業務

イ その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務

ロ その業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務

二 前号に掲げるもののほか、事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であつて一定の期間内に完了することが予定されているもの

三 当該派遣先に雇用される労働者が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五号第一項及び第二項の規定により休業し、並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業をする場合における当該労働者の業務その他これに準ずる場合として労働省令で定める場合における当該労働者の業務

2 労働大臣は、前項第一号の政令の制定若しくは改正の立案をし、又は同項第三号の労働省令の制定若しくは改正をしようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聴かなければならない。
(派遣労働者の雇用)

第四十条の三 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務について派遣元事業主から継続して一年間労働者派遣の役務の提供を受けた場合において、引き続き当該同一の業務に労働者を従事させるため、当該一年間が経過した日以後労働者を雇入れようとするときは、当該同一の業務に継続して一年間従事した派遣労働者であつて次の各号に適合するものを、遅滞なく、雇い入れるように努めなければならない。
一 当該一年間が経過した日の前日までに、

当該派遣先に雇用されて当該同一の業務に従事することを希望する旨を当該派遣先に申し出たこと。

二 当該一年間が経過した日から起算して七日以内に当該派遣元事業主との雇用関係が終了したことを。

第四十四条第一項中「昭和二十二年法律第四十九号」を削る。

第四十七条の二を第四十七条の三とし、第三章第四節中第四十七条の次に次の一条を加える。

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の適用に関する特例）

第四十七条の二 労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働者を雇用する事業主とみなして、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第三章の規定を適用する。

この場合において、同法第二十一条第一項中「雇用上」とあるのは、「雇用上及び指揮命令上」とする。

第四十八条第一項中「第五十条及び第五十一条」を「第四十九条の三第一項、第五十条及び第五十一条第一項」に改め、同条第二項中「場合」の下に「第七条第一項第一号の」を加え、「事由に該当する」を削り、「又は」を「及び」に改める。

第四十九条第二項中「第四条第四項」を「第四条第三項」に改める。

第四十九条の二第二項中「第四条第四項又は第二十四条の二」を「第四条第三項、第二十四条の二又は第四十条の二第一項」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項の次に次の一条を加える。

とし、同条第一項の次に次の一項

2 労働大臣は、派遣先が第四十条の二第一項の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けており、かつ、当該労働者派遣の役務の提供に係る派遣労働者

が当該派遣先に雇用されることを希望している場合において、当該派遣先に對し、第四十八条第一項の規定により当該派遣労働者を雇い入れるように指導又は助言をしたにもかかわらず、当該派遣先がこれに従わなかったときは、当該派遣先が、当該派遣労働者を雇い入れるように勧告することができる。

第四十九条の二の次に次の一条を加える。

（労働大臣に対する申告）

第四十九条の三 労働者派遣をする事業主又は労働者派遣の役務の提供を受ける者がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、派遣労働者は、その事実を労働大臣に申告することができる。

2 労働者派遣をする事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者は、前項の申告をしたことを理由として、派遣労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第五十二条及び第五十三条を次のように改める。

（相談及び援助）

第五十二条 公共職業安定所は、派遣就業に関する事項について、労働者等の相談に応じ、及び必要な助言その他の援助を行うことができる。

（労働者派遣事業適正運営協力員）

第五十三条 労働大臣は、社会的信望があり、かつ、労働者派遣事業の運営及び派遣就業について専門的な知識経験を有する者のうちから、労働者派遣事業適正運営協力員を委嘱することができる。

労働者派遣事業適正運営協力員でなくなつた後においても、同様とする。

4 労働者派遣事業適正運営協力員は、その職務に關して、国から報酬を受けない。

5 労働者派遣事業適正運営協力員は、予算の範囲内において、その職務を遂行するために要する費用の支給を受けることができる。

第五十四条第四号を削り、同条第五号中「第十一号第四項（第十二条第二項において準用する場合を含む）」を「第十一号第二項」に改め、同条第四号とする。

第五十九条中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「第四条第三項」を「第四項第一項」に改める。

第六十条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同条第四号中「第二十二号」の下に「又は第四十九条の三第二項」を加え、同条を同条第二号とし、同条第五号を同条第三号とする。

第六十一条第一号中「及び第十一号第二項」を削り、同条第二号中「第十一号第三項、第十二号第一項」を「第十一号第一項」に改め、同条第三号中「第三十四号から第三十七号まで」を「第三十四条、第三十五条、第三十六条、第三十七条」に改める。

附則第四項を次のように改める。

4 何人も、物の製造の業務（物の溶融、鋳造、加工、組立て、洗浄、塗装、運搬等物を製造する工程における作業に係る業務をいう。）であつて、その業務に従事する労働者の就業の実情並びに当該業務に係る派遣労働者の就業条件の確保及び労働力の需給の適正な調整に与える影響を勘案して労働省令で定めるものについて、は、当分の間、労働者派遣事業を行つてはならない。この場合において、第四條第三項の規定の適用については、同項中「第一項各号のいずれかに該当する業務」とあるのは、「第一項各号のいずれかに該当する業務又は附則第四項前段に規定する業務」とする。

労働者派遣事業適正運営協力員は、正当な理由がある場合でなければ、その職務に關して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

3 労働者派遣事業適正運営協力員は、正当な理由がある場合でなければ、その職務に關して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 労働者派遣事業適正運営協力員は、労働者派遣事業の適正な運営及び適正な派遣就業の確保に關する施策に協力して、労働者派遣をする事業主、労働者派遣の役務の提供を受ける者、労働者等の相談に応じ、及びこれらの者に対する専門的な助言を行う。

労働者派遣事業適正運営協力員は、正当な理由がある場合でなければ、その職務に關して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

1 労働者派遣事業適正運営協力員は、正当な理由がある場合でなければ、その職務に關して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

労働者派遣事業適正運営協力員は、正当な理由がある場合でなければ、その職務に關して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

労働者派遣事業適正運営協力員は、正当な理由がある場合でなければ、その職務に關して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

労働者派遣事業適正運営協力員は、正当な理由がある場合でなければ、その職務に關して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

労働者派遣事業適正運営協力員は、正当な理由がある場合でなければ、その職務に關して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

労働者派遣事業適正運営協力員は、正当な理由がある場合でなければ、その職務に關して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

労働者派遣事業適正運営協力員は、正当な理由がある場合でなければ、その職務に關して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

労働者派遣事業適正運営協力員は、正当な理由がある場合でなければ、その職務に關して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

労働者派遣事業適正運営協力員は、正当な理由がある場合でなければ、その職務に關して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

労働者派遣事業適正運営協力員は、正当な理由がある場合でなければ、その職務に關して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

労働者派遣事業適正運営協力員でなくなつた後においても、同様とする。

4 労働者派遣事業適正運営協力員は、その職務に關して、国から報酬を受けない。

5 労働者派遣事業適正運営協力員は、予算の範囲内において、その職務を遂行するために要する費用の支給を受けることができる。

第五十四条第四号を削り、同条第五号中「第十一号第四項（第十二条第二項において準用する場合を含む）」を「第十一号第二項」に改め、同条第四号とする。

第五十九条中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「第四条第三項」を「第四項第一項」に改める。

第六十条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同条第四号中「第二十二号」の下に「又は第四十九条の三第二項」を加え、同条を同条第二号とし、同条第五号を同条第三号とする。

第六十一条第一号中「及び第十一号第二項」を削り、同条第二号中「第十一号第三項、第十二号第一項」を「第十一号第一項」に改め、同条第三号中「第三十四号から第三十七号まで」を「第三十四条、第三十五条、第三十六条、第三十七条」に改める。

附則第四項を次のように改める。

4 何人も、物の製造の業務（物の溶融、鋳造、加工、組立て、洗浄、塗装、運搬等物を製造する工程における作業に係る業務をいう。）であつて、その業務に従事する労働者の就業の実情並びに当該業務に係る派遣労働者の就業条件の確保及び労働力の需給の適正な調整に与える影響を勘案して労働省令で定めるものについて、は、当分の間、労働者派遣事業を行つてはならない。この場合において、第四條第三項の規定の適用については、同項中「第一項各号のいずれかに該当する業務」とあるのは、「第一項各号のいずれかに該当する業務又は附則第四項前段に規定する業務」とする。

労働者派遣事業適正運営協力員は、正当な理由がある場合でなければ、その職務に關して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

労働者派遣事業適正運営協力員は、正当な理由がある場合でなければ、その職務に關して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

労働者派遣事業適正運営協力員は、正当な理由がある場合でなければ、その職務に關して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

労働者派遣事業適正運営協力員は、正当な理由がある場合でなければ、その職務に關して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

労働者派遣事業適正運営協力員は、正当な理由がある場合でなければ、その職務に關して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

労働者派遣事業適正運営協力員は、正当な理由がある場合でなければ、その職務に關して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

労働者派遣事業適正運営協力員は、正当な理由がある場合でなければ、その職務に關して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

労働者派遣事業適正運営協力員は、正当な理由がある場合でなければ、その職務に關して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

労働者派遣事業適正運営協力員は、正当な理由がある場合でなければ、その職務に關して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

労働者派遣事業適正運営協力員は、正当な理由がある場合でなければ、その職務に關して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

労働者派遣事業適正運営協力員は、正当な理由がある場合でなければ、その職務に關して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

労働者派遣事業適正運営協力員は、正当な理由がある場合でなければ、その職務に關して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

労働者派遣事業適正運営協力員は、正当な理由がある場合でなければ、その職務に關して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

労働者派遣事業適正運営協力員は、正当な理由がある場合でなければ、その職務に關して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

労働者派遣事業適正運営協力員は、正当な理由がある場合でなければ、その職務に關して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

附則に次の三項を加える。

5 労働大臣は、前項の労働省令の制定又は改正をしようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聴かなければならない。

6 附則第四項前段の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正）

第二条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中 第二節 事業主による高年齢退職者の再就職の援助等（第九條第十一條の二）

派遣事業の特例（第十一條の三、第十一條の四）

を「第二節 事業主による高年齢退職者の再就職の援助等（第九條第十一條の二）に改める。

第三章第二節の二を削る。

第四十四条の三第一項第四号中「職業経験活用就業の機会を確保し、及び提供する」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五條第一項の許可を受けて、同法第二條第四号の一般労働者派遣事業を行うことその他の職業経験活用就業の機会の確保及び提供を行う」に改め、同条第五項を削る。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に關する法律の一部改正）

第三条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に關する法律（平成三年法

律）の一部を次のように改正する。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に關する法律の一部改正）

第三条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に關する法律（平成三年法

律）の一部を次のように改正する。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に關する法律の一部改正）

第三条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に關する法律（平成三年法

律）の一部を次のように改正する。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に關する法律の一部改正）

第三条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に關する法律（平成三年法

律）の一部を次のように改正する。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に關する法律の一部改正）

律第七十六号)の一部を次のように改正する。
第四十五条第一項中「第四十六條の二及び第四十六條の三」を削る。

第四十六條の二及び第四十六條の三を削る。
第五十一條第一項中「第四十六條の三まで」を「第四十六條まで」に改める。

第五十二條第一項中「第四十五條から第四十六條の三まで」を「第四十五條、第四十六條」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日施行する。ただし、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十年法律第

号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)の施行の日が平成十一年七月一日後となる場合には、附則第十一条の規定は、組織的犯罪処罰法の施行の日から施行する。

(事業所の所在地の変更の許可に関する経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「旧労働者派遣法」という。)第十一条第一項本文の規定により同項本文の事業所の所在地の変更につき許可の申請をしている者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)に、第一条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「新労働者派遣法」という。)第十一条第一項本文の規定により当該事業所の所在地の変更につき届出をした者とみなす。

(許可の取消し等に関する経過措置)
第三条 この法律の施行の際現に旧労働者派遣法第五十一条第一項(第二条の規定による改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「旧高年齢者法」という。)第十一条の三又は第三

条の規定による改正前の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「旧育児・介護休業法」という。)第四十六條の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の許可を受けている者に対する新労働者派遣法第十四条第一項の規定による当該許可の取消し又は同条第二項の規定による一般労働者派遣事業の全部若しくは一部の停止の命令に関しは、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

(事業停止命令等に関する経過措置)
第四条 この法律の施行の際現に旧労働者派遣法第十六條第一項(旧高年齢者法第十一条の三又は旧育児・介護休業法第四十六條の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により届出書を提出している者に対する新労働者派遣法第二十一条第一項の規定による特定労働者派遣事業の廃止の命令又は同条第二項の規定による特定労働者派遣事業の全部若しくは一部の停止の命令に関しは、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

(労働者派遣の役務の提供を受ける期間に関する経過措置)
第五条 新労働者派遣法第四十条の二第一項の規定は、施行日以後新たな労働者派遣契約を締結する者について適用する。この場合において、当該者が施行日前から継続して労働者派遣の役務の提供を受けているときは、同項中「一年」とあるのは、「新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供が行われる日から一年」とする。

(政令への委任)
第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)
第七条 この法律の施行前にした行為並びに附則第三条及び第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(組織的犯罪処罰法の適用に関する経過措置)
第八条 組織的犯罪処罰法の施行の日が施行日前となる場合におけるこの法律の施行後の組織的犯罪処罰法の規定(前条の規定により適用されることとなる罰則の規定を除く。)の適用については、同条の規定によりこの法律の施行前にした行為について従前の例によることとされる場合における旧労働者派遣法第四条第三項に係る旧労働者派遣法第五十九条第一号(適用対象業務以外の業務)についての労働者派遣事業)の罪は、組織的犯罪処罰法別表第四十八号に掲げる罪とみなす。

(検討)
第九条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新労働者派遣法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新労働者派遣法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(港清労働法の一部改正)
第十条 港清労働法(昭和六十二年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「第二十四条」の下に「及び第二十四條の三」を加え、「第四項まで」を「第五項まで、第三十五條の二、第四十條の二、第四十條の三」に改める。

(組織的犯罪処罰法の一部改正)
第十一条 組織的犯罪処罰法の一部を次のように改正する。

別表第四十八号中「又は同法第四條第三項」を「同法第四條第一項」に、「適用対象業務以外の業務」を「禁止業務」に、「の罪」を「又は同法附則第六項(物の製造の業務)についての労働者派遣事業)の罪」に改める。

(職業安定法等の一部を改正する法律の一部改正)
第十二条 職業安定法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。
第二条のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第二十四條の三を第二十四條の四とし、第二十四條の二の次に一条を加える改正規定のうち第二十四條の三第一項中「職業安定法第四條第九項に規定する個人情報報告をいう。以下この条において同じ。」を削る。
第二条のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十七條の二の改正規定中「第四十七條の二」を「第四十七條の三」に改める。

職業安定法等の一部を改正する法律案
職業安定法等の一部を改正する法律
(職業安定法の一部改正)
第一条 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。
目次及び題名を次のように改める。

職業安定法
目次
第一章 総則(第一条―第五条の七)
第二章 職業安定機関の行う職業紹介及び職業指導
第一節 通則(第六条―第十六条)
第二節 職業紹介(第十七条―第二十一条)
第三節 職業指導(第二十二条―第二十五条)
第四節 学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介等(第二十六条―第二十九條)
第三章 職業安定機関以外の者の行う職業紹介
第一節 有料職業紹介事業(第三十条―第三十二条の十六)
第二節 無料職業紹介事業(第三十三条―第三十三条の三)
第三節 補則(第三十三條の四―第三十五

職業安定法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。
第二条のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第二十四條の三を第二十四條の四とし、第二十四條の二の次に一条を加える改正規定のうち第二十四條の三第一項中「職業安定法第四條第九項に規定する個人情報報告をいう。以下この条において同じ。」を削る。
第二条のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十七條の二の改正規定中「第四十七條の二」を「第四十七條の三」に改める。

（条）

第三章の二 労働者の募集（第三十六条―第四十三条）

第三章の三 労働者供給事業（第四十四条―第四十七条）

第三章の四 労働者派遣事業（第四十七条の二）

第四章 雑則（第四十八条―第六十二条）

第五章 罰則（第六十三条―第六十七条）

附則

第一条中、「関係行政庁又は関係団体の協力を得て、各人に」を「関係行政庁又は関係団体の協力を得て職業紹介事業等を行うこと、職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割にかんがみその適正な運営を確保すること等により、各人に」に、「適当な」を「適合する」に、「与えること」によつて、「工業その他の」を「与え、及び」に、「以て」を「もつて」に、「の興隆」を「及び社会の発展」に改める。

第五条を削り、第四条中「左の」を「次に掲げる」に改め、同条第一号中「国民の」を削り、「適正な」を「適正かつ円滑な」に改め、同条第三号中「適当な」を「適合する」に、「あつた」を「あつせん」に改め、同条第四号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）を「労働者派遣法」に改め、同条を第五条とする。

（定義）

第四条 この法律において「職業紹介」とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあつせんすることをいう。

この法律において「無料の職業紹介」とは、職業紹介に関し、いかなる名義でも、その手

数料又は報酬を受けないで行う職業紹介をいう。

この法律において「有料の職業紹介」とは、無料の職業紹介以外の職業紹介をいう。

この法律において「職業指導」とは、職業に就こうとする者に対し、実習、講習、指示、助言、情報の提供その他の方法により、その者の能力に適合する職業の選択を容易にさせ、及びその職業に対する適応性を増大させるために行う指導をいう。

この法律において「労働者の募集」とは、労働者を雇用しようとする者が、自ら又は他人に委託して、労働者となるようとする者に対し、その被用者となることを勧誘することをいう。

この法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをい、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二条第一号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものとする。

この法律において「職業紹介事業者」とは、第三十条第一項若しくは第三十三条第一項の許可を受けて、又は第三十三条第二項の規定による届出をして職業紹介事業を行う者をいう。

この法律において「労働者供給事業者」とは、第四十五条の規定により労働者供給事業を行う労働組合等（労働組合法による労働組合その他これに準ずるものであつて命令で定めるものをいう。以下同じ。）をいう。

この法律において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。

第一章中第五条の次に次の六条を加える。

（職業安定機関と職業紹介事業者等の協力）

第五条の二 職業安定機関及び職業紹介事業者又は労働者供給事業者は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図るため、雇用情報の充実、労働力の需要供給の調整に係る技術の向上等に関し、相互に協力するように努めなければならない。

（労働条件等の明示）

第五条の三 公共職業安定所及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者（第三十九条に規定する募集受託者をいう。）並びに労働者供給事業者（次条において「公共職業安定所等」という。）は、それぞれ、職業紹介、労働者の募集又は労働者供給に当たり、求職者、募集に応じた労働者にならうとする者又は供給される労働者に対し、その者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

求人者は求人の申込みに当たり公共職業安定所又は職業紹介事業者に対し、労働者供給を受けようとする者はあらかじめ労働者供給事業者に対し、それぞれ、求職者又は供給される労働者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

前二項の規定による明示は、賃金及び労働時間に関する事項その他の命令で定める事項については、命令で定める方法により行わなければならない。

（求職者等の個人情報の取扱い）

第五条の四 公共職業安定所等は、それぞれ、その業務に関し、求職者、募集に応じた労働者にならうとする者又は供給される労働者の個人情報（以下この条において「求職者等の個人情報」という。）を収集し、保管し、又は使用するに当たつては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこ

れを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

公共職業安定所等は、求職者等の個人情報を通じて管理するために必要な措置を講じなければならない。

（求人の申込み）

第五条の五 公共職業安定所及び職業紹介事業者は、求人の申込みはすべて受理しなければならない。ただし、その申込みの内容が法令に違反するとき、その申込みの内容が賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認めるとき、又は求人者が第五条の三第二項の規定による明示をしないときは、その申込みを受理しないことができる。

（求職の申込み）

第五条の六 公共職業安定所及び職業紹介事業者は、求職の申込みはすべて受理しなければならない。ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しないことができる。

公共職業安定所及び職業紹介事業者は、特殊な業務に対する求職者の適否を決定するため必要があると認めるときは、試問及び技能の検査を行うことができる。

（求職者の能力に適合する職業の紹介等）

第五条の七 公共職業安定所及び職業紹介事業者は、求職者に対しては、その能力に適合する職業を紹介し、求人者に対しては、その雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めなければならない。

第六条第一項中「重要産業に対する労働者募集計画の樹立」を「産業に必要な労働力を充足するための対策の企画」に、「需給供給」を「需要供給」に、「及び職業指導に関する政策の樹立」を「職業指導の企画及び実施」に改める。

第十四条の見出し中「調査」を「調査等」に改め、同条中「職業安定主管局長は」の下に「

労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に資するため、「公共職業安定所」を「公共職業安定所から」、「調査報告」を「調査報告等」に、「資料を集める」を「情報を収集する」とともに、当該情報の整理、分析、公表等必要な措置を講ずる」に改める。

第十五条中「公共職業安定所」を「職業に関する調査研究の成果等に基づき、職業紹介事業、労働者の募集及び労働者供給事業」に、「作成しなければ」を「作成し、並びにそれらの普及に努めなければ」に改める。

第二章中「第二節 職業紹介」及び第十六条を削り、第十五条の二を第十六条とし、同条の次に次の節名を付する。

第二節 職業紹介

第十七条から第十九条までを次のように改める。

(職業紹介の地域)

第十七条 公共職業安定所は、求職者に対し、できる限り、就職の際にその住所又は居所の変更を必要としない職業を紹介するよう努めなければならない。

公共職業安定所は、その管轄区域内において、求職者にその希望及び能力に適合する職業を紹介することができないとき、又は求人者の希望する求職者若しくは求人数を充足することができないときは、広範囲の地域にわたる職業紹介活動をするものとする。

前項の広範囲の地域にわたる職業紹介活動は、できる限り近隣の公共職業安定所が相互に協力して行うように努めなければならない。

第二項の広範囲の地域にわたる職業紹介活動に関し必要な事項は、命令で定める。

(求人又は求職の開拓等)

第十八条 公共職業安定所は、他の法律の規定に基づいて行うもののほか、命令で定めるところにより、求職者に対しその能力に適合する職業に就く機会を与えるため、及び求人者

に対しその必要とする労働力を確保することができるようにするために、必要な求人又は求職の開拓を行うものとする。

公共職業安定所は、前項の規定による求人又は求職の開拓に関し、地方公共団体、事業主の団体、労働組合その他の関係者に対し、情報の提供その他必要な連絡又は協力を求めることができる。

(公共職業訓練のあつせん)

第十九条 公共職業安定所は、求職者に対し、公共職業能力開発施設を行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）を受けることについてあつせんを行うものとする。

第十九条の二及び第十九条の三を削る。

第二十四条を次のように改める。

(公共職業能力開発施設等との連携)

第二十四条 公共職業安定所は、職業指導を受ける者に対し、公共職業能力開発施設を行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）に関する情報の提供、相談その他の援助を与えることが必要であると認めるときは、公共職業能力開発施設その他の関係者に対し、必要な協力を求めることができる。

第二章第四節の節名中「職業紹介」を「職業紹介等」に改める。

第二十五条の二から第二十五条の四までを削り、第二十六条から第二十九条までを次のように改める。

(学生生徒等の職業紹介等)

第二十六条 公共職業安定所は、学校教育法昭和二十二年法律第二十六号（以下「学校教育法」という。）第一条に規定する学校（以下「学校」という。）の学生若しくは生徒又は学校を卒業した者（命令で定める者を除く。以下「学生生徒等」という。）の職業紹介については、学校と協力して、学生生徒等に対し、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、職業指導を行い、及び公共職業安定所間の連絡により、学生生

徒等に対し紹介することが適当と認められることができる限り多くの求人を開拓し、各学生生徒等の能力に適合した職業にあつせんするよう努めなければならない。

公共職業安定所は、学校が学生又は生徒に対して行う職業指導に協力しなければならない。

公共職業安定所は、学生生徒等に対する職業指導を効果的かつ効率的に行うことができるよう、学校その他の関係者と協力して、職業を体験する機会の付与その他の職業の選択についての学生又は生徒の関心と理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

(学校による公共職業安定所業務の分担)

第二十七条 公共職業安定所長は、学生生徒等の職業紹介を円滑に行うために必要があると認めるときは、学校の長の同意を得て、又は学校の長の要請により、その学校の長に、公共職業安定所の業務の一部を分担させることができる。

前項の規定により公共職業安定所長が学校の長に分担させることができる業務は、次に掲げる事項に限られるものとする。

一 求人申込みを受理し、かつ、その受理した求人申込みを公共職業安定所に連絡すること。

二 求職の申込みを受理すること。

三 求職者を求人者に紹介すること。

四 職業指導を行うこと。

五 就職後の指導を行うこと。

六 公共職業能力開発施設（職業能力開発総合大学校を含む。）への入所のあつせんを行うこと。

第一項の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長（以下「業務分担学校長」という。）は、第五条の五本文及び第五条の六第一項本文の規定にかかわらず、学校の教育課程に適切でない職業に関する求人又は求職の申込みを受理しないことができる。

業務分担学校長は、公共職業安定所長と協議して、その学校の職員の中から職業安定担当者を選任し、その者に第二項各号の業務を担当させ、及び公共職業安定所との連絡を行わせることができる。

公共職業安定所長は、業務分担学校長に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等の提供その他業務分担学校長の行う第二項各号の業務の執行についての援助を与えるとともに、特に必要があると認めるときは、業務分担学校長に対して、経済上の援助を与えることができる。

業務分担学校長は、その業務の執行に関し、労働大臣が文部大臣と協議して定める基準に従わなければならない。

公共職業安定所長は、業務分担学校長が、法令又は前項の基準に違反したときは、当該業務分担学校長の行う第二項各号の業務を停止させることができる。

前各項の規定は、学校の長が第三十三条の二の規定に基づいて無料の職業紹介事業を行う場合には適用しない。

(施行規定)

第二十八条 公共職業安定所と学校との間における連絡、援助又は協力に関する方法その他学生生徒等の職業紹介に関し必要な事項は、命令で定める。

第二十九条 削除

第三章の章名中「労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業」を削る。

第三章中「第一節 通則」を「第一節 有料職業紹介事業」に改める。

第三十条を次のように改める。

(有料職業紹介事業の許可)

第三十条 有料の職業紹介事業を行おうとする者は、事業所ごとに、労働大臣の許可を受けなければならない。

前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を労働大臣に提出

しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 法人にあっては、その役員の氏名及び住所

三 事業所の名称及び所在地

四 第三十二条の十四の規定により選任する職業紹介責任者の氏名及び住所

五 他に事業を行つてゐるときは、その事業の種類

六 その他命令で定める事項

前項の申請書には、事業計画書その他命令で定める書類を添付しなければならない。

前項の事業計画書には、命令で定めるところにより、当該事業に係る求職者の見込数その他職業紹介に関する事項を記載しなければならない。

労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聴かなければならない。

第一項の許可を受けようとする者は、実費を勘案して命令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第三章中「第二節 職業紹介」を削る。

第三十一条及び第三十二条を次のように改める。

(許可の基準等)

第三十一条 労働大臣は、前条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。

一 申請者が、当該事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有すること。

二 個人情報等を適正に管理し、及び求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられてゐること。

三 申請者が、第三十三条の四に規定する者に該当する者でないこと。

四 前三号に定めるもののほか、申請者が、当該事業を適正に遂行することができる能

力を有すること。

労働大臣は、前条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(許可の欠格事由)

第三十二条 労働大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第三十条第一項の許可をしてはならない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定であつて命令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第四十八条の規定を除く。)により、若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四十二条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの

三 第三十二条の九第一項(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定により職業紹介事業の許可を取り消され、当該取消の日から起算して五年を経過しない者

四 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前三号のいずれかに該当するもの

五 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

第三十二条の次に次の十五号及び節名を加える。

(保証金)

第三十二条の二 第三十条第一項の許可を受けた者(以下「有料職業紹介事業者」という)は、次項の規定による補償の金額に充てるため、次条の規定による手数料の徴収の実情並びに求職者及び求人者の保護を考慮して、命令で定める金額の保証金を供託しなければならない。

有料職業紹介事業者がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反することによつて損害を受けた者は、当該有料職業紹介事業者が供託した前項の保証金から、その補償を受ける権利を有する。

(手数料)

第三十二条の三 有料職業紹介事業者は、次に掲げる場合を除き、職業紹介に關し、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

一 職業紹介に通常必要となる経費等を勘案して命令で定める種類及び額の手数料を徴収する場合

二 あらかじめ労働大臣に届け出た手数料表(手数料の種類、額その他手数料に關する事項を定めた表をいう。)に基づき手数料を徴収する場合

第三十二条の四 労働大臣は、第三十条第一項の許可をしたときは、命令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、当該事業所に備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を労働大臣に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

(許可の条件)

第三十二条の五 第三十条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

前項の条件は、第三十条第一項の許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(許可の有効期間等)

第三十二条の六 第三十条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して三年とする。

前項に規定する許可の有効期間(当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときは、当該更新を受けた許可の有効期間)の満了後引き続き当該許可に係る有料の職業紹介事業を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

一 特定の者に対し不当な差別的取扱ひをするものであるとき。

二 労働大臣が、有料の職業紹介事業における手数料の徴収の実情等を考慮して定める基準に照らし、当該手数料が著しく不当であると認められるとき。

(許可証)

第三十二条の四 労働大臣は、第三十条第一項の許可をしたときは、命令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、当該事業所に備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を労働大臣に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

(許可の条件)

第三十二条の五 第三十条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

前項の条件は、第三十条第一項の許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(許可の有効期間等)

第三十二条の六 第三十条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して三年とする。

前項に規定する許可の有効期間(当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときは、当該更新を受けた許可の有効期間)の満了後引き続き当該許可に係る有料の職業紹介事業を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

労働大臣は、前項に規定する許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第三十一条第一項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしなければならぬ。

第二項に規定する許可の有効期間の更新を受けようとする者は、実費を勘案して命令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第二項の規定によりその更新を受けた場合における第三十条第一項の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年とする。

第三十条第二項から第四項まで、第三十一条第二項及び第三十二条（第三号を除く。）の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

（変更の届出）

第三十二条の七 有料職業紹介事業者は、第三十条第二項各号に掲げる事項（命令で定めるものを除く。）に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を労働大臣に届け出なければならぬ。ただし、有料職業紹介事業者で同条第一項の許可を二以上の事業所について受けているものが、当該許可に係る一の事業所に關して同条第二項第一号又は第二号に掲げる事項の変更を届け出たときは、当該事業所以外の事業所に係る当該事項の変更に関しは、この限りでない。

有料職業紹介事業者は、前項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、命令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない。

（事業の廃止）

第三十二条の八 有料職業紹介事業者は、当該有料の職業紹介事業を廃止したときは、遅滞なく、命令で定めるところにより、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

前項の規定による届出があつたときは、第三十条第一項の許可は、その効力を失う。

（許可の取消し等）

第三十二条の九 労働大臣は、有料職業紹介事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第三十二条各号（第三号を除く。）のいずれかに該当しているとき。

二 この法律若しくは労働者派遣法（第三章第四節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

三 第三十二条の五第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

労働大臣は、有料職業紹介事業者が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該有料の職業紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（名義貸しの禁止）

第三十二条の十 有料職業紹介事業者は、自己の名義をもつて、他人に有料の職業紹介事業を行わせてはならない。

（取扱職業の範囲）

第三十二条の十一 有料職業紹介事業者は、港湾運送業務（港湾労働法第二十条第二号に規定する港湾運送の業務又は同条第一号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として命令で定める業務をいう。）に就く職業、建設業務（土木、建築その他工物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。）に就く職業その他有料の職業紹介事業においてその職業のあつせんを行うことが当該職業に就く労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあるものとして命令で定める職業を求職者に紹介してはならない。

（取り扱うべき職種の範囲等の限定）

第三十二条の十二 労働大臣は、有料の職業紹介事業を行うおとする者又は有料職業紹介事業者の申出に基づき、これらの者が行う有料の職業紹介事業において取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲を定めることができる。

労働大臣が、前項の規定により、有料の職業紹介事業において取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲を定めた場合には、第五条の五及び第五条の六第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。

（取り扱うべき職種の範囲等の明示）

第三十二条の十三 有料職業紹介事業者は、取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲、手数料に関する事項、苦情の処理に関する事項その他当該職業紹介事業の業務の内容に關しあらかじめ求人者及び求職者に対して知らせることが適当であるものとして命令で定める事項について、命令で定めるところにより、求人者及び求職者に対し、明示しなければならない。

（職業紹介責任者）

第三十二条の十四 有料職業紹介事業者は、職業紹介に關し次に掲げる事項を行わせるため、命令で定めるところにより、第三十二条第一号から第三号までに該当しない者（未成年者を除く。）のうちから職業紹介責任者を選任しなければならない。

一 求人者又は求職者から申出を受けた苦情の処理に当たるとき。

二 求人者の情報（職業紹介に係るものに限る。）及び求職者の個人情報等の管理に關すること。

三 求人及び求職の申込みの受理、求人者及び求職者に対する助言及び指導その他有料の職業紹介事業の業務を統括し、その改善を図ること。

四 職業安定機関との連絡調整に關すること。

（帳簿の備付け）

第三十二条の十五 有料職業紹介事業者は、その業務に關して、命令で定める帳簿書類を作成し、その事業所に備えて置かなければならない。

（事業報告）

第三十二条の十六 有料職業紹介事業者は、命令で定めるところにより、事業報告書を作成し、労働大臣に提出しなければならない。

前項の事業報告書には、命令で定めるところにより、当該事業に係る求職者の数、職業紹介に關する手数料の額その他職業紹介に關する事項を記載しなければならない。

第二節 無料職業紹介事業

第三十三条第一項中「を行わう」を「（職業安定機関の行うものを除く。以下同じ。）を行わう」に、「第三十三条の二に規定する場合を除き」を「次条の規定により行う場合を除き、事業所ごとに」に改め、同条第二項を次のように改める。

労働大臣は、前項の許可をしようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聴かなければならない。ただし、労働組合等に対し許可をしようとするときは、この限りでない。

第三十三条第三項中「三年」を当該許可の日から起算して五年に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。

第三十条第二項から第四項まで、第三十一条、第三十二条、第三十二条の四、第三十二条の五、第三十二条の六第二項、第三項及び第五項、第三十二条の七から第三十二条の十まで並びに第三十二条の十二から第三十二条の十六までの規定は、第一項の許可を受けて行う無料の職業紹介事業及び同項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項の許可」とあり、第三十一条中「前条第一項の許可」とあり、第三十二条、第三十二条の四第一項、第三十二

条の五、第三十二條の六第五項、第三十二條の八第二項及び第三十二條の九第一項中「第三十條第一項の許可」とあり、並びに第三十二條の七第一項中「同条第一項の許可」とあるのは、「第三十三條第一項の許可」と、第三十二條の六第二項中「前項」とあるのは、「第三十三條第三項」と、第三十二條の十三中「手数料に関する事項、苦情」とあるのは「苦情」と、第三十二條の十六第二項中「職業紹介に関する手数料の額その他」とあるのは「その他」と読み替えるものとする。

第三十條第二項から第四項まで、第三十一條第二項及び第三十二條（第三十條を除く。）の規定は、前項において準用する第三十二條の六第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

第三十三條の二第二項第一号中「学校教育法第一條に規定する」を削り、「学生若しくは生徒又は当該学校を卒業した者（命令で定める者を除く。）」を「学生生徒等」に改める。

第三十三條の二第五項を次のように改める。

第三十三條の二第五項 次のように改める。

第三十三條の二第五項 次のように改める。

前項の規定により、第一項各号に掲げる施設の長が職業紹介の範囲を定めて届出をした場合においては、第五條の五及び第五條の六第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。

第三十二條の八第一項、第三十二條の九第二項、第三十二條の十、第三十二條の十三、第三十二條の十五及び第三十二條の十六の規定は、第一項の規定により同項各号に掲げる施設の長が行う無料の職業紹介事業について準用する。この場合において、第三十二條の九第二項中「前項第二号又は第三号」とあるのは「前項第二号」と、第三十二條の十三中

「手数料に関する事項、苦情」とあるのは「苦情」と、第三十二條の十六第二項中「職業紹介に関する手数料の額その他」とあるのは「その他」と読み替えるものとする。

労働大臣は、第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う同項第一号又は第二号に掲げる施設の長に対し、前項において準用する第三十二條の九第二項の規定により事業の停止を命じようとする場合には、あらかじめ教育行政庁に通知しなければならない。

第三十三條の三を次のように改める。

（公共職業安定所による援助）

第三十三條の三 公共職業安定所は、第三十三條第一項の許可を受けて、又は前条第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う者に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等の提供その他当該無料の職業紹介事業の運営についての援助を与えることができる。

第三章第三節の節名を削り、第三十三條の三の次に次の節名を付する。

第三節 補則

第三十三條の四の次に次の二條を加える。

（職業紹介事業者の責務）

第三十三條の五 職業紹介事業者は、当該事業の運営に当たっては、職業安定機関との連携の下に、その改善向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（労働大臣の指導等）

第三十三條の六 労働大臣は、労働力の需要供給を調整するため特に必要があるときは、命令で定めるところにより、職業紹介事業者に対し、職業紹介の範囲、時期、手段、件数その他職業紹介を行う方法に関し必要な指導、助言及び勧告をすることが出来る。

（準用）

第三十四條 第二十条の規定は、職業紹介事業者が職業紹介事業を行う場合について準用す

る。この場合において、同条第一項中「公共職業安定所」とあるのは「職業紹介事業者」と、同条第二項中「公共職業安定所は」とあるのは「公共職業安定所は、その旨を職業紹介事業者に通報するものとし、当該通報を受けた職業紹介事業者は」と読み替えるものとする。

第三十五條を次のように改める。

（施行規定）

第三十五條 この章に定めるもののほか、職業紹介事業に関する許可の申請手続その他職業紹介事業に関し必要な事項は、命令で定める。

第三章の二 労働者の募集

第三十六條を削り、第三十七條第一項中「を行せよう」とを「に従事せよう」とに改め、同条第二項中「を行せよう」とを「に従事せよう」とに、「報酬金」を「報酬」に改め、「と」は「の下に」「当該報酬の額について、あらかじめ」を加え、「許可」を「認可」に改め、同条を第三十六條とする。

第三十八條第一項中「第三十五條又は第三十六條の規定による募集」を「労働者の募集（前条第一項の規定によるものを除く。）」に改め、同条を第三十七條とする。

第三十九條を第三十八條とし、第四十條の見出しを「（報酬受領の禁止）」に改め、同条中「募集を行う者又は第三十六條若しくは第三十七條第一項の規定によつて労働者の募集に従事する者」を「労働者の募集を行う者及び第三十六條第一項の規定により労働者の募集に従事する者（以下「募集受託者」という。）」に、「財物又は利益」を「報酬」に改め、同条を第三十九條とする。

第三十九條の次に次の一條を加える。

（報酬の供与の禁止）

第四十條 労働者の募集を行う者は、その被用者で当該労働者の募集に従事するもの又は募集受託者に対し、賃金、給料その他これらに

準ずるものを支払う場合又は第三十六條第二項の認可に係る報酬を与える場合を除き、報酬を与えてはならない。

（許可の取消し等）

第四十一條 労働大臣は、第三十六條第一項の許可を受けて労働者の募集を行う者又は募集受託者がこの法律若しくは労働者派遣法（第三章第四節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したときは、同項の許可を取り消し、又は期間を定めて当該労働者の募集の業務の停止を命ずることができる。

第四十二條の見出しを「（募集内容の的確な表示）」に改め、同条第二項中「第三十五條に規定する方法による」を「新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他命令で定める方法により」に、「行おうとする」を「行う」に、前項において準用する第十八條を「第五條の三第一項」に改め、同条第一項を削る。

第四十二條の次に次の一條を加える。

（準用）

第四十二條の二 第二十条の規定は、労働者の募集について準用する。この場合において、同条第一項中「公共職業安定所」とあるのは「労働者の募集を行う者（命令で定める者を除く。）」次項において同じ。及び募集受託者（第三十九條に規定する募集受託者をいう。同項において同じ。）」と、事業所に、求職者を紹介してはならない」とあるのは「事業所における就業を内容とする労働者の募集をしてはならない」と、同条第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは「労働者を無制限に募集する」と、公共職業安定所は当該事業所に対し、求職者を紹介してはならない」とあるのは「公共職業安定所は、その旨を労働者の募集を行う者及び募集受託者に通報するものとし、当該通報を受けた労働者の

第四十八条 労働大臣は、第三条、第五条の三、
第五条の四、第三十三条の五及び第四十二条
に定める事項に関し、職業紹介事業者、労働

る。

(報告及び検査)

第五十条 行政庁は、この法律を施行するため

けて、又は第三十三条の二第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者（以下この条において「無料職業紹介事業者等」という。）並びに公共職業紹介事業所業務に従事する者及び無料職業紹介

ただし書」を「第三十条第一項」に、「同条第八項」を「第三十二条の六第二項（第三十三条第四項において準用する場合を含む。）」に、「同条第四項の規定による許可の有効期間の更新第三十七条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条中第五号を削り、第四号を第八号とし、同条第三号中「第三十七条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 第四十一条(第四十六条において準用する場合を含む。)の規定による労働者の募集の業務又は労働者供給事業の停止の命令に違反した者

第六十四条中第二号を第五号とし、第一号の二の次に次の三号を加える。

二 第三十二条の九第二項(第三十三条第四項及び第三十三条の二第七項において準用する場合を含む。)の規定による事業の停止の命令に違反した者

三 第三十二条の十(第三十三条第四項及び第三十三条の二第七項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

四 第三十二条の十一の規定に違反した者

第六十五条中「一」を「いずれかに」に、「六箇月」を「六月」に、「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第三十二条第六項を「第三十二条の三第一項又は第二項」に改め、同条第五号を削り、同条第六号中「第三十七条第二項」を「第三十六条第二項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「第三十八条を「第三十七条」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号中「第四十条又は第四十一条を「第三十九条又は第四十条」に改め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 第四十八条の三の規定による命令に違反した者

第六十六条を次のように改める。

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十条第二項(第三十二条の六第六項並びに第三十三条第四項及び第五項において準用する場合を含む。)に規定する申請書、第三十条第三項(第三十二条の六第六項並びに第三十三条第四項及び第五項において準用する場合を含む。)に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第三十二条の三第四項の規定による命令に違反した者

三 第三十二条の七第一項(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第三十二条の八第一項(第三十三条第四項及び第三十三条の二第七項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第三十二条の十四(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

六 第三十二条の十五(第三十三条第四項及び第三十三条の二第七項において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿書類を作成せず、若しくは事業所に備えて置かなかつた者又は虚偽の帳簿書類を作成した者

七 第四十九条又は第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

九 第五十一条第一項の規定に違反した者

第六十七条を次のように改める。

第六十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第六十三条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正)

第二条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の三を第二十四条の四とし、第二

十四条の二の次に次の一条を加える。

(個人情報取扱)

第二十四条の三 派遣元事業主は、労働者派遣に關し、労働者の個人情報(職業安定法第四

条第九項に規定する個人情報)をいう。以下この条において同じ。を収集し、保管し、又は使用するに当たつては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で労働者の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 派遣元事業主は、労働者の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

第四十七条の二中「労働大臣は、」の下に「第二十四条の三及び」を加える。

(建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正)

第三条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第六条中「事業主は、」の下に「新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他労働者募集で定める方法以外の方法により建設労働者の募集を行う場合において」を加え、「職業安定法(昭和二十二年法律第

百四十一号)第三十五条に規定する方法以外の方法で、通常通動することができる地域から」を削る。

第十二条中「十万円」を「三十万円」に改める。

(中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用の改善の促進に関する法律の一部改正)

第四条 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第三十七条第一項」を「第三十六条第一項」に改める。

第十三条第三項中「第三十八条第二項」を「第三十七条第二項」に、「第四十条及び第四十一条の規定は同項の規定により労働者の募集に従事する者について、同法第四十九条第一項及び第五十条第一項」を「第五十条の三第一項及び第五十一条の四、第三十九条、第四十一条、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二」に、「第四十九条第二項の規定は前項の実施状況の調査について、同条第三項」を「第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項」に、「者」とあるのは「者」とあるのは、「(以下「中小企業労働力確保法」という。))」を削り、「の届出」を「の規定による届出」に改め、「同法第四十一条中「第三十六条又は第三十七条第一項」とあるのは「中小企業労働力確保法第十三条第二項」と、「同条第二項」とあるのは「第三十七条第二項」とを削り、同条第四項中「前二項」を「第二項及び第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 職業安定法第四十二条の二の規定の適用については、同条中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは、「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用の改善の促進に関する法律第十三条第二項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

第十九条中「第五十条第一項」を「第四十一条」に、「二十万円」を「百万円」に改める。

第二十条中「一」を「いずれかに」に、「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第三十八条第二項」を「第三十七条第二項」に、同条第三号中「第四十条又は第四十一条」を「第三十九条又は第四十条」に改める。

第二十一条中「一」を「いずれかに」に、「十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第四十九条第一項又は第二項」を「第五十条第一項」に、「検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した」を「第十三条第三項において準用する同法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした」に改める。

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正)
第五条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「第三十七条第一項」を「第三十六条第一項」に改める。
第四十五条第五項中「第三十八条第二項」を「第三十七条第二項」に、「第四十条及び第四十一条の規定は同項の規定により労働者の募集に従事する者について、同法第四十九条第一項及び第五十条第一項」を「第五十条第三項第一項及び第三項、第五十条の四、第三十九条、第四十一条、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二」に、「第四十九条第二項の規定は前項の規定の実施状況の調査について、同条第三項」を「第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項」に、「者」とあるのを「者」とあるのは、「(以下「育児・介護休業法」という。))」を削り、「の届出」を「の規定による届出」に改め、「同法第四十一条中「第三十六条又は第三十七条第一項」とあるのは「育児・介護休業法第四十五条第四項」と、「同条第二項」とあるのは「第三十七条第二項」とを削り、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「前二項」を「第四項及び第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

第六 職業安定法第四十二条の二の規定の適用については、同条中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第四十五条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
第五十三条中「第五十条第一項」を「第四十一条」に、「二十万円」を「百万円」に改める。
第五十四条中「一」を「いずれかに」に、「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第三十八条第二項」を「第三十七条第二項」に改め、同条第三号中「第四十条又は第四十一条」を「第三十九条又は第四十条」に改める。
第五十五条中「一」を「いずれかに」に、「十万円」を「五十万円」に改める。
第五十六条中「第四十九条第一項」を「第五十条第一項」に、「同項の規定による臨検若しくは検査若しくは第四十五条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円」を「第四十五条第五項において準用する同法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円」に改める。
(林業労働力の確保の促進に関する法律の一部改正)
第六条 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。
第十三条第一項中「第三十七条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条第二項中「第三号」を「第六号」に改め、同条第三項中「第三十八条第二項」を「第三十七条第二項」に、「第四十条及び第四十一条の規定は同項の規定により林業労働者の募集に従事する者について、同法第四十九条第一項及び第五十条第一項」を「第五十条の三第一項及び第三項、第五十条の四、第三

十九条、第四十一条、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二」に、「第四十九条第二項の規定は第一項の規定による業務の実施状況の調査について、同条第三項」を「第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項」に、「者」とあるのは「(以下「林業労働力確保法」という。))」を削り、「の届出」を「の規定による届出」に改め、「同法第四十一条中「第三十六条又は第三十七条第一項」とあるのは「林業労働力確保法第十三条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「第三十七条第二項」とを削り、同条に次の一項を加える。
4 職業安定法第四十二条の二の規定の適用については、同条中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは、「林業労働力の確保の促進に関する法律第十三条第一項の規定による届出をして同法第二十一条に規定する林業労働者の募集に従事する者」とする。
第三十二条中「第五十条第一項」を「第四十一条」に、「二十万円」を「百万円」に改める。
第三十三条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第三十八条第二項」を「第三十七条第二項」に改め、同条第三号中「第四十条又は第四十一条」を「第三十九条又は第四十条」に改める。
第三十四条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第四十九条第一項」を「第五十条第一項」に、「同項の規定による臨検若しくは検査若しくは第十三条第三項において準用する同法第四十九条第二項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した」を「第十三条第三項において準用する同法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした」に改める。

附則
第十九条、第四十一条、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二」に、「第四十九条第二項の規定は第一項の規定による業務の実施状況の調査について、同条第三項」を「第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項」に、「者」とあるのは「(以下「林業労働力確保法」という。))」を削り、「の届出」を「の規定による届出」に改め、「同法第四十一条中「第三十六条又は第三十七条第一項」とあるのは「林業労働力の確保の促進に関する法律第十三条第一項の規定による届出をして同法第二十一条に規定する林業労働者の募集に従事する者」とする。
第三十二条中「第五十条第一項」を「第四十一条」に、「二十万円」を「百万円」に改める。
第三十三条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第三十八条第二項」を「第三十七条第二項」に改め、同条第三号中「第四十条又は第四十一条」を「第三十九条又は第四十条」に改める。
第三十四条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第四十九条第一項」を「第五十条第一項」に、「同項の規定による臨検若しくは検査若しくは第十三条第三項において準用する同法第四十九条第二項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した」を「第十三条第三項において準用する同法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした」に改める。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(職業安定法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の職業安定法(以下「旧職業安定法」という。第三十二条第一項ただし書の許可を受けている者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))に、第一条の規定による改正後の職業安定法(以下「新職業安定法」という。第三十条第一項の許可を受けた者とみなして新職業安定法の規定を適用する。この場合において、新職業安定法第三十二条の六第一項中「三年」とあるのは、「一年から職業安定法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第号。以下「改正法」という。))第一条の規定による改正前の第三十二条第一項ただし書の許可の有効期間又は同条第八項の規定により更新を受けた許可の有効期間のうち改正法の施行前の期間を除いた期間」とする。
2 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十二条第一項ただし書の許可の申請を行っている者は、施行日に新職業安定法第三十条第一項の許可の申請をした者とみなす。
第三条 有料職業紹介所に関する条約(千九百四十九年の改正条約)(第九十六号)(以下「条約」という。))が日本国について効力を有する間に、新職業安定法第三十条第一項の許可を受ける者についての新職業安定法第三十二条の六第一項及び前条第一項の規定の適用については、これらの規定中「三年」とあるのは、「一年」とする。
2 条約が日本国について効力を有する間に、新職業安定法第三十二条の六第二項の許可の有効期間の更新を受ける者について同条第五項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「一年」とする。
第四条 附則第二条第一項の規定により新職業安

定法第三十条第一項の許可を受けた者とみなされた者が、施行日前に受理した求職の申込みに関し、当該求職の申込みに係る求職者から受ける手数料については、新職業安定法第三十二条の第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十三条第一項の許可を受けている者についての当該許可の有効期間は、新職業安定法第三十三条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行の際現に旧職業安定法の規定により許可を受けて、又は届出をして職業紹介事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行つてゐる者に対する許可の取消し又は事業若しくは業務の停止の命令に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及び附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新職業安定法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新職業安定法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正)

第十条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の三第三項中「高年齢者職業経験活用センターを職業安定法」の下に「第四条第七項に規定する職業紹介事業者若しくは同法」を加え、「若しくは同項の規定により無料の職業紹介事業を行う者」及び「前項の規定の実施状況を職業安定法第三十三条の第二項の実施状況と」を削り、「同条第一項」を「職業安定法第三十三条の第二項」に、「同条第三項、同法第三十三条の第三項、同法第三十四条第二項ただし書及び第二項、同法第四十九条第二項ただし書及び第二項、同法第四十九条第二項及び同法」を「同法第五十条の二から第五十条の七まで、第三十三条の二第三項及び第五項から第七項まで、第三十三条の三、第三十三条の五から第三十四条まで、第四十八条から第四十八条の四まで、第五十一条の二並びに」に、「及び同法第三十三条の第三項中「前条第一項」を「並びに同条第五項及び第七項中「第一項」に改める。

(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正)

第十一条 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第三項中「第五条第一項」を「第四条第一項」に改める。

(港務労働法の一部改正)

第十二条 港務労働法(昭和六十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「及び第二十四条の三」を「第二十四条の三及び第二十四条の四」に改める。

(介護労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正)

第十三条 介護労働者の雇用の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第三十二条第一項ただし書」を「第三十条第一項」に改める。

(看護婦等の人材確保の促進に関する法律の一部改正)

第十四条 看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第二号中「同条第四項の」を「同条第四項において準用する同法第三十二条の六第二項の」に、「同条第四項に」を「同法第三十三条第四項において準用する同法第三十二条の六第二項に」に改める。

(雇用・能力開発機構法の一部改正)

第十五条 雇用・能力開発機構法(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中「第十九条の二第一項」を「第十七条第二項」に改める。

(民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十六条 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第八条第二号の次に次の一号を加える。

二の一 職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)第三十二条第二号

(労働省設置法の一部改正)

第十七条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第四十四号中「有料で美術、音楽、演芸その他特別の技術を必要とする職業について行う職業紹介事業」を「有料」に改め、同条第四十九号中「対し、事業又は業務に関する」を「必要な事項についての」に改める。